

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等
公共施設等運営権実施契約書

第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 公共施設等運営権実施契約書

1	事業名	第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等
2	事業の場所	鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町西
3	事業期間	第 68 条に定めるとおり

上記の事業について、県と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、県は、本事業が民間事業者たる運営権者の創意工夫に基づき実施されることを、運営権者にあつては、鳥取空港における本事業の実施が地域経済の発展に寄与することを期待されていることを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 7 月 30 日

県

住所 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

運営権者

住所 鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5

株式会社鳥取エアポート

代表取締役 岡田 信一郎

目 次

第1章	総 則	1
第1条	(目的及び解釈)	1
第2条	(本事業の概要)	1
第3条	(契約の構成及び適用関係)	1
第4条	(資金調達)	2
第5条	(本事業の収入)	2
第6条	(許認可等及び届出等)	2
第7条	(責任の負担)	2
第8条	(運営権者による表明及び保証)	3
第2章	ビル施設等事業の承継等及び準備	3
第9条	(ビル施設事業者株式の取得及び事業引継)	3
第10条	(ビル施設等事業の開始)	4
第11条	(ビル施設の売買の一方の予約)	4
第3章	ビル施設用地の使用権原	5
第12条	(ビル施設用地の使用権原)	5
第4章	ビル施設等事業の実施	5
第13条	(ビル施設等事業の内容)	5
第14条	(ビル施設貸付条件)	6
第5章	空港特定運営事業の承継等及び準備	6
第15条	(空港特定運営事業の承継等)	6
第16条	(運営権設定対象施設等の契約不適合責任等)	7
第17条	(空港供用規程及び空港機能管理規程)	8
第18条	(協定書の締結等)	8
第19条	(県職員の派遣)	8
第6章	運営権設定対象施設等に対する使用権の設定	8
第20条	(県からの運営権設定対象施設等の貸付)	8
第21条	(県からの移転元地等の貸付等)	9
第7章	公共施設等運営権	10
第22条	(公共施設等運営権の効力発生)	10
第23条	(運営権対価)	10
第8章	空港特定運営事業	10
第24条	(空港特定運営事業の開始条件)	10
第25条	(空港特定運営事業の開始遅延)	12
第26条	(空港特定運営事業の内容)	12
第27条	(運営権設定対象施設等の貸付条件)	13
第28条	(太陽光発電事業)	15
第9章	その他の事業実施条件	15
第29条	(第三者への委託)	15

第30条	(保険)	16
第31条	(要求水準の変更)	17
第10章	計画及び報告	17
第32条	(全体計画の提出)	17
第33条	(中期計画の提出)	18
第34条	(単年度計画の提出)	18
第35条	(特別支援対象事業)	19
第36条	(重要変更(運営権施設))	20
第37条	(年間業務報告書の提出)	20
第38条	(区分経理)	20
第39条	(財務情報等の報告・開示)	20
第40条	(その他の報告義務)	21
第11章	更新投資等	21
第41条	(更新投資(運営権施設))	21
第42条	(新規投資(運営権施設)及び改修(運営権施設))	21
第43条	(整備(非運営権施設))	21
第44条	(県による更新投資(運営権施設)等)	22
第45条	(RESA 対策事業及び航空灯火LED 化事業)	22
第46条	(運営権者無償貸付対象資産の更新等)	23
第12章	施設の利用に係る料金の設定及び収受等	24
第47条	(利用料金の設定及び収受等)	24
第48条	(運営交付金の支払等)	24
第13章	リスク分担	25
第49条	(リスク分担の原則)	25
第50条	(法令等の変更)	25
第51条	(不可抗力の発生)	25
第52条	(不可抗力による措置ー県による事業継続措置)	26
第53条	(不可抗力に伴うその他の措置)	26
第54条	(土壌汚染等に起因して生じた損害)	26
第55条	(損害賠償責任)	27
第56条	(第三者に及ぼした損害)	27
第14章	適正な業務実施の確保	27
第57条	(運営権者によるセルフモニタリング)	27
第58条	(県等によるモニタリング)	27
第59条	(緊急事態等対応)	28
第60条	(事業継続計画)	29
第61条	(その他必要な措置)	29
第15章	子会社等	29
第62条	(子会社、関連会社)	29

第16章	誓約事項	29
第63条	(運営権者による誓約事項)	30
第64条	(運営権等の処分)	31
第65条	(資産の処分)	32
第66条	(本議決権株主の異動等)	32
第17章	契約の期間及び期間満了に伴う措置	33
第1節	本契約の期間	33
第67条	(契約の有効期間)	33
第68条	(事業期間)	33
第2節	期間満了による本事業終了手続	34
第69条	(事業引継)	34
第70条	(本契約終了による資産の取扱い)	34
第71条	(契約不適合)	36
第72条	(本契約終了による運営権設定対象施設等及び運営権者無償貸付対象資産の取扱い)	36
第73条	(「時価」の決定)	37
第18章	契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置	37
第1節	解除又は終了事由	37
第74条	(運営権者又はビル施設事業者の事由による本契約の解除)	37
第75条	(本事業開始日前のその他事由による解除)	39
第76条	(県の任意による解除)	39
第77条	(県の事由による本契約の解除又は終了)	39
第78条	(不可抗力による本契約の終了又は解除)	39
第79条	(特定法令等変更による本契約の解除)	39
第80条	(合意解除)	39
第2節	解除又は終了の効果(全事由共通)	39
第81条	(本事業開始日前の解除又は終了の効果)	40
第82条	(本事業開始日後の解除又は終了の効果)	40
第3節	解除の効果(運営権者の事由による解除)	41
第83条	(違約金等—運営権者事由解除)	41
第84条	(運営権取消等—運営権者事由解除)	41
第4節	解除又は終了の効果(県の事由及び特定法令等変更による解除又は終了)	41
第85条	(運営権取消等及び損失の補償—県事由及び特定法令等変更解除)	41
第5節	解除又は終了の効果(不可抗力による解除又は終了)	41
第86条	(運営権放棄・取消等及び損失の負担—不可抗力解除)	41
第19章	知的財産権	42
第87条	(著作権の帰属等)	42
第88条	(著作権の利用等)	42
第89条	(著作権等の譲渡禁止)	43
第90条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	43

第91条	(第三者の知的財産権等の侵害)	43
第92条	(知的財産権)	43
第20章	その他	43
第93条	(協議会の設置)	44
第94条	(公租公課)	44
第95条	(秘密保持義務)	44
第96条	(金融機関等との協議)	44
第97条	(兼業禁止)	45
第98条	(遅延利息及び延滞金)	45
第99条	(管轄裁判所)	45
第100条	(その他)	45
第101条	(疑義に関する協議)	46
別紙1	定義集	47
別紙2	県が維持する許認可等	57
別紙3	誓約書の様式	58
別紙4-1	空港特定運営事業の承継等の対象・方法	60
別紙4-2	運営権者承継対象契約整理表	61
別紙4-3	物品譲渡契約書(案)	63
別紙4-4	物品使用貸借契約書(案)	67
別紙5-1	県が維持する協定等	72
別紙5-2	協定書	73
別紙6-1	行政財産等使用貸借契約書(運営権設定対象施設等)(案)	74
別紙6-2	行政財産等使用貸借契約書(太陽光発電事業用地)(案)	78
別紙7-1	転使用貸借対象用地(県使用部分)	83
別紙7-2	転使用貸借契約書(案)	84
別紙8-1	転貸義務を生じる相手方(県以外)とその内容(空港用地等)	89
別紙8-2	転貸義務を生じる相手方(県以外)とその内容(国際会館)	91
別紙9	保険	92
別紙10	全体計画の項目	93
別紙11	定額交付金(特別支援)に関する確認書(案)	94
別紙12	更新投資(運営権施設)の公有財産台帳への反映	95
別紙13	運営交付金の金額及び支払い方法	96
別紙14	「時価」の算定方法	105

第1章 総 則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、県及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、本空港が「鳥取砂丘コナン空港」と愛称化されていることや市街地・観光地（鳥取砂丘・温泉地等）への近接性等の強みを生かし、地域活性化の拠点施設として本空港を発展させることで、安全・安心な空港運営とにぎわいの創出が期待されていること、また、本空港について平成30年7月から開始された鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「第1期事業」という。）が令和9年3月末日に終了することから、第1期事業終了後においても、空港特定運営事業及びビル施設等事業の一体的かつ機動的な空港運営を継続することによって、さらなる空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点としたにぎわいの創出を実現し、もって、本空港を活用した地方創生を推進する役割を期待されているものであることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 本空港に関連して県が航空路線の誘致を含む航空政策に関する方針を策定した場合、運営権者は、本事業の遂行に当たって、当該県の方針を最大限尊重したうえで、県に対して必要な協力をするものとする。
- 4 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、**別紙 1**において定められた意味を有するものとする。
- 5 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の概要)

- 第2条 本事業は、空港特定運営事業及びビル施設等事業から構成される。
- 2 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行し又はビル施設事業者をして遂行させなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 本契約は、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。また、本契約の規定に基づき、別途県と運営権者の間で締結される契約は、いずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の各書類間に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の各書類の内容に疑義が生じた場合は、県及び運営権者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(資金調達)

第4条 本事業に要する資金調達は、別途定めのない限り、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(本事業の収入)

第5条 本契約に基づく本事業による収入は、別途定めのない限り、すべて運営権者又はビル施設事業者の収入とする。

(許認可等及び届出等)

第6条 本事業の実施に必要な一切の許認可等は、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、その責任及び費用負担によって取得するものとする。また、運営権者及びビル施設事業者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自ら又はビル施設事業者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、県が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、県が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について県が運営権者又はビル施設事業者の協力を求めた場合には、運営権者又はビル施設事業者はこれに応じるものとする。

2 県は別紙 2に定める許認可等について、本事業期間中これを維持するものとし、当該許認可等が空港特定運営事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議のうえ対応するものとする。

3 運営権者は、第 1 項但書及び前項に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任、費用及び損害を負担するものとする。

4 県は、運営権者又はビル施設事業者が県に対して書面によって要請した場合、運営権者又はビル施設事業者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

5 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業終了時に県に提出するものとする。

6 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、県の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを県に提出するものとする。

(責任の負担)

第7条 運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 運営権者は、本契約において別段の規定がある場合を除き、運営権者及びビル施設事業者の本事業の実施に関する県による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。

3 本契約においてビル施設事業者の責任とされている事項については、すべて運営権者も連帯

してかかる責任を負担するものとする。

- 4 運営権者子会社等が県又は第三者に対して与えた損害に関して負担する損害賠償責任については、すべて運営権者も連帯して自らの責任でこれを負担するものとする。

(運営権者による表明及び保証)

第8条 運営権者は、本契約締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
 - (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式又は本議決権株式のみであることの規定があること。運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く規定があること。
 - (3) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
 - (4) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (5) 運営権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な運営権者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。
 - (6) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (8) 運営権者はPFI法第29条第1項第1号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
 - (9) 前各号の他、提案書類において本契約締結日時点における運営権者の表明保証事項として提案した事項を充足していること。
- 2 運営権者は、本事業開始予定日において、運営権者の資本金と資本準備金の合計額が6億円以上であること、又は資本金と資本準備金の合計額が6億円未満である場合には、当該合計額に運営権者が銀行からの融資等により調達した資金を加えた金額が6億円以上であることを表明し、保証するものとする。

第2章 ビル施設等事業の承継等及び準備

(ビル施設事業者株式の取得及び事業引継)

第9条 運営権者は、本事業開始予定日までに、次の手続を完了させるものとする。ただし、ビル施設事業者株式の取得は、本事業開始予定日の60日前から本事業開始予定日までの間に行うもの

とする。

- (1) 募集要項等に従って、県から、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に基づくビル施設事業者株式の譲渡の予約完結権を含む同契約上の県の地位の譲渡を受けること。
- (2) 前号に基づき県から譲り受けた予約完結権を行使するとともに県の保有するビル施設事業者株式の譲渡を受け、ビル施設事業者株主から、すべてのビル施設事業者株式を取得すること。
- (3) 前号で取得したすべてのビル施設事業者株式につき、ビル施設事業者による株式譲渡承認及び株主名簿書換を完了し、直ちに当該株主名簿書換を反映したビル施設事業者の株主名簿の写し（原本証明付）を県に提出すること。
- (4) 前三号のほか、自ら又はビル施設事業者をして、募集要項等に従い、必要な契約等の承継、許認可等の取得及び維持を含むビル施設等事業の引継を行うこと。

なお、県は、運営権者及びビル施設事業者によるビル施設等事業の引継に協力するが、ビル施設事業者株式譲渡予約契約の各関係者による同契約の履行について、何ら責任を負わない。

- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の引継等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後 10 日以内に、ビル施設等事業の引継等に関する業務承継計画書を作成し、これを県に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 県は、ビル施設等事業の引継に当たって必要となる運営権者に提供された情報等について、何らの保証も行わない。運営権者は、ビル施設等事業について、募集要項等及び募集要項に基づく手続において開示された資料から合理的に予測できない事実（ビル施設の契約不適合、ビル施設等事業に関する偶発債務を含むがこれらに限られない。）が存在した場合であっても、県に対する補償その他の請求を行ってはならない。

（ビル施設等事業の開始）

- 第10条 運営権者は、本事業開始日までに、ビル施設事業者をして、運営権者と連帯して本契約に基づく義務（運営権者のみが履行可能である義務を除く。）の履行について責任を負う旨の**別紙3**の様式による誓約書を、運営権者と連名で県に対して提出させるものとする。
- 2 運営権者は、本事業開始日において、前条第 1 項に定めるすべてのビル施設事業者株式の取得並びにビル施設事業者による株式譲渡承認及び株主名簿書換が完了し、かつ、前項に定める誓約書の提出があったことを条件として、ビル施設事業者をして、同日からビル施設等事業を実施させる。なお、疑義を避けるために付言すると、本事業開始日より前に、本条に定める条件が充足された場合であっても、ビル施設等事業は、本事業開始日から開始するものとする。
 - 3 理由のいかんを問わず、ビル施設等事業の開始日が本事業開始予定日から遅延した場合であっても、本事業終了日は変更されない。

（ビル施設の売買の一方の予約）

- 第11条 運営権者は、本事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者をして、県との間で、ビル施設につき県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価とする。
- 2 県及びビル施設事業者は、ビル施設事業者の費用負担において、前項に基づき締結された売

買の一方の予約に基づき、ビル施設の権利部（甲区）に所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は、他のいかなる権利設定（担保設定を含むがこれに限られない。）より優先する順位保全効をもつものとする。ただし、県が別途の方法によることを指示した場合には当該指示に従う。

第3章 ビル施設用地の使用権原

（ビル施設用地の使用権原）

第12条 県及び運営権者は、県のビル施設事業者に対するビル施設の用地等についての行政財産等使用貸借契約に定める条件をビル施設事業者が遵守している限り、本契約締結日から本事業開始予定日の前日までの期間中、当該使用貸借を継続することを確認する。ただし、本事業開始日が本事業開始予定日から遅延した場合には、県が、自らで定める期限まで当該使用貸借の期間を変更することができることを確認する。

第4章 ビル施設等事業の実施

（ビル施設等事業の内容）

第13条 運営権者は、本事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本契約に従い、要求水準を満たすよう、ビル施設等事業を実施し又は実施させる。

- 2 運営権者は、本事業開始日以降速やかに、自ら又はビル施設事業者をして、空港条例等に基づき、ビル施設等事業の実施に必要な空港機能施設事業者としての指定を受け又は受けさせ、本事業期間中、これを維持し又は維持させるものとする。運営権者及びビル施設事業者は、本事業期間中、同指定に基づく空港条例等その他法令等の規制に従うものとする。
- 3 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、自ら又は運営権者子会社等をして、航空機給油サービス事業を実施するものとする。ただし、運営権者が航空機給油関連事業者等又は同事業者から受託した者をして、本空港において航空機給油サービス事業を実施させている期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。
- 4 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、自ら又は運営権者子会社等をして、グランドハンドリング事業を実施するものとする。ただし、航空運送事業者又は国際航空運送事業者が自ら又は同事業者から受託した者をして、本空港においてグランドハンドリング事業を実施させている場合は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。
- 5 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、自ら又は運営権者子会社等をして、太陽光発電事業用地以外の移転元地の維持管理業務として、当該移転元地について除草並びに門扉及びフェンスの維持管理を実施するものとする。この場合、運営権者は、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従って、県と協議のうえ、別途移転元地の維持管理業務に関する契約を締結するものとする。
- 6 運営権者は、本事業期間中、ビル施設事業者をして、前各項に掲げる業務のほか、空港用地内及び空港用地外において、任意事業を実施させることができる。

(ビル施設貸付条件)

第14条 運営権者は、本事業期間中、ビル施設事業者をして、ビル施設の全部を第三者に貸し付けてはならない。

- 2 運営権者は、本事業期間中、ビル施設事業者をして、ビル施設を第三者に新たに貸し付ける場合又はビル施設事業者と第三者との間のビル施設の貸付に関する契約を更新・再締結等する場合において、当該第三者との間で締結する建物貸付契約は、①当該貸付に借地借家法（平成3年法律第90号）の適用がある場合には同法第38条に定める定期建物賃貸借契約又は民法第593条の規定に定める使用貸借契約としなければならない、かつ、②当該契約の契約期間が本事業期間を超えない（本契約が途中で解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了する）ものとしなければならない。
- 3 前項の規定は、本事業開始日時点でビル施設事業者が締結済みのビル施設の貸付に関する契約の同一条件での更新又はこれと同視できる程度の軽微な賃料、共益費、管理費若しくは借家面積の変更若しくは当事者の商号・屋号の変更等には適用しない。ただし、運営権者は、本事業期間中、当該契約について更新・再締結等が行われる場合には、ビル施設事業者をして、当該契約についても、前項に規定された条件を満たす内容の契約へ変更するよう努力するものとする。
- 4 運営権者は、ビル施設を第三者に新たに貸し付ける場合又はビル施設事業者と第三者との間のビル施設の貸付に関する契約を更新・再締結等する場合においては、ビル施設事業者をして、当該貸付にかかる契約に次の各号に定める条件を含めさせるものとし、これに反する条件で貸付を行うことはできない。運営権者は、運営権者又はビル施設事業者が当該第三者につき第1号又は第2号の違反があったことを知ったときは、速やかに県に報告するとともに、ビル施設事業者をして、当該第三者とのビル施設の貸付に関する契約を解除せしめなければならない。
 - (1) 当該第三者は、ビル施設において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと。
 - (2) 当該第三者は、その関係会社及びその取引先（転貸先等）が、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - (3) 第1号又は第2号の違反があったときは、ビル施設事業者は催告を要することなく直ちにビル施設の貸付に関する契約を解除できること。
- 5 その他ビル施設事業者がビル施設等事業を実施するに当たって必要となる第三者への委託方法、保険、各種計画・報告の提出、整備（非運営権施設）の取扱い、第47条に記載の各種利用料金の設定及び收受、その他運営に当たって必要な事項については、第9章から第12章までの規定に従う。

第5章 空港特定運営事業の承継等及び準備

(空港特定運営事業の承継等)

第15条 運営権者は、本事業開始予定日までに、別紙4-1及び別紙4-2に記載のとおり、①運営権設定

対象施設の引渡、②運営権者承継対象契約の承継（契約相手方の承諾の取得を含む。）並びに③運営権者譲渡対象資産及び運営権者無償貸付対象資産の承継に必要な契約手続等を完了しなければならない。各承継等の方法については、別紙 4-1 及び 別紙 4-2 に記載のとおりとし、運営権者譲渡対象資産の譲渡及び運営権者無償貸付対象資産の貸付けについては 別紙 4-3 及び 別紙 4-4 に従って物品譲渡契約及び物品使用貸借契約を締結する。運営権者は、承継した契約・協定等について、本事業期間中、別紙 4-1 及び 別紙 4-2 に記載の条件及び期間で継続するものとする。

- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の承継等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後 10 日以内に、空港特定運営事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、これを県に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 運営権者は、第 1 項に規定する空港特定運営事業の承継等の他、本事業開始予定日から確実に本空港の機能が十分発揮されるよう、本事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、県は、自ら又は第 1 期運営権者をして、必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（県又は第 1 期運営権者から運営権者に対して第 1 項に定める業務の承継及び実施に必要となる行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供すること又は運営権者承継対象契約の承継の完了に協力することを含むがこれに限られない。）するものとする。
- 4 本条による空港特定運営事業の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。
- 5 本契約で別途定める場合を除き、県は、理由のいかんを問わず、空港特定運営事業の承継等が本事業開始予定日までに完了しなかった場合であっても、これによって運営権者に発生した増加費用又は損害については一切責任を負わない。

（運営権設定対象施設等の契約不適合責任等）

第16条 前条第 1 項の規定によって引き渡された運営権設定対象施設及び空港用地（国有地）並びに第 3 駐車場用地（国有地）及び空港展望所用地（道路区域）（以下総称して「運営権設定対象施設等」という。）について、本事業開始日以後 1 年を経過するまでの期間（以下本条において「契約不適合期間」という。）に契約不適合（本事業開始日時点で、当該施設において法令上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項、第 2 項及び第 3 項において同じ。）が発見された場合、運営権者は速やかに県に通知する。この場合、県は、契約不適合期間内に運営権者から当該通知があった場合に限り、両者合意のうえで第 68 条第 1 項第 2 号に定める合意延長とする方法又は県が補償する方法のいずれかによって、当該契約不適合から運営権者に発生した損害を合理的な範囲で補償するものとする。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に契約不適合が発見された場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、①県が第 44 条第 1 項に基づき自ら更新投資（運営権施設）を行い、本事業開始日以降に県から運営権者に引渡される部分及び②県が第 45 条第 1 項に基づき自

ら RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業を行い、本事業開始日以降に県から運営権者に引き渡される部分について、当該部分の契約不適合（県から運営権者への引渡時点における契約不適合をいう。）に係る契約不適合期間は、県が当該更新投資等に関して締結した契約上定められた期間とする。

- 3 県は、前二項において契約不適合期間経過後に運営権設定対象施設等について契約不適合が発見又は通知された場合であっても、これらの契約不適合については一切責任を負わない。
- 4 県は、前条第 1 項の規定によって譲渡又は貸付けをした運営権者譲渡対象資産及び運営権者無償貸付対象資産、その他県が運営権者に承継した契約等、その他空港特定運営事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等並びに県が優先交渉権者に開示した資料（募集要項等を含むがこれに限られない。）の情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合、物理的な契約不適合を含むがこれに限らない。）が発見された場合、契約不適合期間の前後を問わず、これらの契約不適合については一切責任を負わない。
- 5 前項の規定に加え、募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象施設リスト又はその他関連資料等が不完全なものであったとしても、これについて県は一切責任を負わない。

（空港供用規程及び空港機能管理規程）

- 第17条 運営権者は、本事業開始予定日までに、民活空港運営法、空港法、航空法及び空港条例等並びに要求水準書に従って、空港供用規程及び空港機能管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出、当該届出後速やかに、県にその写しを提出するものとする。これらを変更した場合も同様とする。
- 2 運営権者は、本事業期間中、前項の規定によって届出を行った空港供用規程及び空港機能管理規程に従って本事業を実施する。

（協定書の締結等）

- 第18条 県は、本事業開始日において締結している別紙5-1に記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が空港特定運営事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議のうえ対応するものとする。
- 2 運営権者は、本事業開始予定日までに、別紙5-2に記載の協定書を締結するものとする。

（県職員の派遣）

- 第19条 県は、運営権者に対し、県職員を派遣しないものとする。

第 6 章 運営権設定対象施設等に対する使用権の設定

（県からの運営権設定対象施設等の貸付）

- 第20条 県は、本事業開始予定日までに（但し、本事業開始日以降に法令等の変更によって運営権設定対象施設等に含まれることとなった運営権設定対象施設等については、当該変更後速やかに）、運営権者との間で運営権設定対象施設等の貸付に関し、（運営権設定対象施設等のうち、県が所有しないものについては、県がその所有者又は管理者からの転使用貸借等の承認を

受けたうえ）民法第593条の規定に定める使用貸借として別紙6-1の様式による行政財産等使用貸借契約を締結し、本事業開始日に運営権者に対して運営権設定対象施設等を引き渡す。行政財産等使用貸借契約の貸付期間は本事業期間と同じとし、本契約が何らかの理由によって解除又は終了した場合、行政財産等使用貸借契約も終了するものとする。なお、行政財産等使用貸借契約の期間中、県は、空港用地（国有地）、空港展望所用地（道路区域）及び第3駐車場用地（国有地）について、県の費用負担において当該土地の所有者又は管理者との間で土地使用貸借契約を更新又は継続させるものとし、かつ、当該土地の所有者又は管理者からの転使用貸借等の承認を維持するものとする。

- 2 運営権者は、運営権設定対象施設等について県から引渡しを受けた後、本事業期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって運営権設定対象施設等の管理を行う。
- 3 県及び運営権者は、第1項に定める行政財産等使用貸借契約の締結と同時に、運営権設定対象施設等のうち県が引き続き使用する部分として別紙7-1に記載された用地について、別紙7-2の様式による転使用貸借契約を締結し、県は当該契約の対象部分を無償で引き続き使用する。本空港の機能を維持するために、県が運営権設定対象施設等を対象として転使用貸借契約を締結することを望む場合には、運営権者はこれに応じる。
- 4 前項に定める転使用貸借契約の対象部分にかかわらず、県は、本事業期間中、県職員をして、必要な範囲において、運営権者の事前の承認を得ることなく、運営権設定対象施設等（ただし、制限区域を除く。）に立ち入らせることができるものとし、運営権者は、これに異議を述べない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、運営権者は、本事業期間中、県に対して、国際会館の買取について協議を申し入れることができるものとし、この場合、県は、運営権者との協議に応じるものとする。

（県からの移転元地等の貸付等）

第21条 県は、本事業開始予定日までに、移転元地のうち、太陽光発電事業用地の貸付に関し、運営権者との間で民法第593条の規定に定める使用貸借として別紙6-2の様式による行政財産等使用貸借契約を締結し、本事業開始日に運営権者に対して太陽光発電事業用地を引き渡す。行政財産等使用貸借契約の貸付期間は本事業期間と同じとし、本契約が何らかの理由によって解除又は終了した場合、行政財産等使用貸借契約も終了するものとする。

- 2 運営権者は、本事業開始日までに、要求水準書に従って、太陽光発電事業者に対して太陽光発電事業用地及び要求水準書に定める太陽光発電事業の実施に必要なその他の土地を貸し付けるものとする。ただし、太陽光発電事業用地の貸付の対価は無償とする。なお、運営権者は、当該契約の締結後速やかに、当該契約の写しを県に提出しなければならない。
- 3 運営権者は、本事業期間中に、移転元地（太陽光発電事業用地を除く。以下本項において同じ。）における任意事業の実施を希望する場合、県に対して、当該任意事業の概要を添えて、移転元地の貸付を申し入れることができるものとする。県は、運営権者と協議のうえ、相当と認めた場合に限り、当該移転元地を有償又は無償で運営権者に貸し付けることができる。なお、県が当該貸付を行うに当たり、賃料その他の貸付の条件を課すことができる。
- 4 県は、運営権者による本事業の実施に必要な土地のうち、県が空港用地外において当該土地

の所有者又は管理者から土地を借り受けて使用する土地については、本事業期間中、県の費用負担において当該土地の所有者又は管理者との間で土地使用貸借契約を更新又は継続するものとし、運営権者に対して、本事業の実施に必要な範囲で当該土地を使用させるものとする。

- 5 運営権者は、本事業期間中、空港用地において、国土交通省大阪航空局（以下「国」という。）による本空港の超短波全方向式無線標識施設及び距離測定装置（以下総称して「VOR/DME」という。）の更新工事が行われていること、及びかかる更新工事に際して、国が、移転元地の一部を VOR/DME の仮設用地として使用することを予め了承する。VOR/DME の更新工事について国又は県が運営権者に協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。

第7章 公共施設等運営権

（公共施設等運営権の効力発生）

第22条 県及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権が、第24条第1項及び第2項に定める空港特定運営事業の開始条件（同条第3項但書によって県が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。ただし、当該開始条件が本事業開始予定日以前に充足された場合には、本事業開始予定日をもってその効力が発生するものとする。かかる効力発生によって、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約で別途定める場合を除き、県から運営権者に移転する。

- 2 運営権の存続期間については第68条第3項の定めに従う。

（運営権対価）

第23条 運営権対価はゼロ円とし、運営権者は、県に対する運営権対価の支払いを要さない。

第8章 空港特定運営事業

（空港特定運営事業の開始条件）

第24条 運営権者は、本事業開始予定日までに、次の空港特定運営事業の開始条件を充足しなければならない。

- (1) 運営権者及び運営権者子会社等の①原本証明付定款の写し、②履歴事項全部証明書及び③代表印の印鑑証明書の県への提出（ただし、基本協定書に基づいて提出された書類から変更がない場合は、当該書類の再提出を要しない。）
- (2) 運営権者の本契約の効力発生のため法令等で必要となる内部手続を適法に履行していることを示す書面（株主総会議事録、取締役会議事録等）の原本証明付写しの県への提出
- (3) 運営権者及び運営権者子会社等と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権その他運営権者及び運営権者子会社等が保有する資産並びに運営権者及び運営権者子会社等の発行済株式に対する担保設定にかかる契約書の写し、③本契約その他運営権者又は運営権者子会社等と県との間で締結された契約に基づく運営権者又は運営権

者子会社等の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写し（いずれも当該契約が締結されている場合に限る。）の県への提出

- (4) 運営権者による第 6 条に定める本事業の実施に必要な一切の許認可等の取得
 - (5) 第 10 条第 2 項に規定するビル施設等事業に係る開始条件の充足
 - (6) 第 15 条に規定する空港特定運営事業の承継等の完了
 - (7) 第 17 条に規定する空港供用規程及び空港機能管理規程の作成・届出の完了
 - (8) 第 18 条第 2 項に規定する協定書の締結
 - (9) 第 20 条第 3 項前段に規定する転使用貸借契約の締結
 - (10) 第 21 条第 2 項に規定する太陽光発電事業用地及びその他の土地の貸付に係る契約の締結
 - (11) 第 27 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に規定する賃貸借契約又は使用貸借契約の締結及び県による転貸承認の取得
 - (12) 第 28 条第 1 項に規定する電力受給契約の締結
 - (13) 本事業開始予定日から委託する業務がある場合、第 29 条第 1 項に規定する契約の写しの提出
 - (14) 第 30 条第 2 項に規定する保険の付保証明の提出
 - (15) 第 32 条に規定する全体計画の提出及び県の事前承認の取得
 - (16) 第 33 条に規定する当初 5 事業年度の中期計画の提出及び県の事前承認の取得
 - (17) 第 34 条に規定する当初事業年度の単年度計画の提出及び県の事前承認の取得
 - (18) 第 47 条第 2 項に規定する着陸料等又は同条第 3 項に規定する空港航空保安施設使用料金を設定する場合には同条第 2 項若しくは第 3 項に定める届出の完了その他空港特定運営事業の実施に必要な許認可等の充足
 - (19) 第 60 条に規定する事業継続計画の作成及び県による承諾の取得
 - (20) 前各号のほか、運営権者において、本事業の開始までに履行すべき本契約上の義務について不履行がないこと
- 2 県は、本事業開始予定日までに、次の空港特定運営事業の開始条件を充足しなければならない。
- (1) (意図的に削除)
 - (2) 第 20 条第 1 項に規定する運営権設定対象施設等について行政財産等使用貸借契約の締結及び引渡
 - (3) 第 21 条第 1 項に規定する太陽光発電事業用地について行政財産等使用貸借契約の締結及び引渡
- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか 1 つでも充足されない場合には、空港特定運営事業を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のすべてが充足されない場合であっても、県が認めた場合（前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、県が認めた場合に限る。）には、運営権者は、空港特定運営事業を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に本契約上の義務の不履行がない場合であって、第 1 項及び第 2 項に定める開始条件（第 3 項但書によって県が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて充

足された時点を本事業開始日として、同日から空港特定運営事業を実施する。ただし、各条件が本事業開始予定日以前に充足された場合には、本事業開始予定日をもって本事業開始日とする。

（空港特定運営事業の開始遅延）

第25条 運営権者は、前条第 3 項に定める空港特定運営事業を開始することができない場合を除き、県が PFI 法第 21 条第 1 項に基づき指定する本事業開始予定日までに、前条第 1 項に定める開始条件（同条第 3 項但書によって県が充足しないことを認めた条件を除く。）をすべて充足させ、空港特定運営事業を開始しなければならない。

2 運営権者は、空港特定運営事業の開始が本事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を県に通知し、本事業開始予定日の延長を申請しなければならない。この場合、県は、正当な理由があると認めるときは、PFI 法第 21 条第 2 項に基づき本事業開始予定日を延長することができる。

3 運営権者は、前項に規定する対応方針において、空港特定運営事業の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される空港特定運営事業の開始までの予定を明らかにしなければならない。

4 運営権者の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、県に増加費用又は損害が発生した場合、県はその増加費用及び損害額の支払いを運営権者に請求することができる。

5 県の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、県は、両者合意のうえで第 68 条第 1 項第 2 号に定める合意延長とする方法又は県が補償する方法のいずれかによって、当該増加費用又は損害を合理的な範囲で補償するものとする。

6 第 1 期運営権者の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、県は、運営権者の要請に応じて、第 1 期運営権者に対し、当該増加費用又は損害相当額について損害賠償を請求するものとする。県が第 1 期運営権者から当該増加費用又は損害に係る金員を受領した場合、県は、これを運営権者に引き渡すことによって、運営権者に生じた増加費用又は損害を補償する。

7 法令等の変更又は不可抗力によって、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延した場合の措置については、第 50 条から第 53 条までの規定に従う。

（空港特定運営事業の内容）

第26条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、空港特定運営事業を実施するものとする。

2 運営権者は、本事業期間中、空港特定運営事業の他、本事業の目的に沿って、全体計画、中期計画及び単年度計画に定められた範囲において、空港用地内及び空港用地外で任意事業を実施することができる。

3 （意図的に削除）

(運営権設定対象施設等の貸付条件)

第27条 運営権者は、本事業を実施するに当たって、次項以下の条件に従う場合を除き、運営権設定対象施設等の全部又は一部を第三者に転貸してはならない。

2 空港用地等を貸し付ける場合、運営権者は次の条件に従う。

- (1) 運営権者は、空港用地等の全部を第三者に転貸してはならない。
- (2) 運営権者は、本事業開始予定日までに、**別紙 8-1**に記載の相手方との間で、同別紙に記載の内容で賃貸借契約又は民法第 593 条の規定に定める使用貸借契約を締結し、当該契約書の写しを県に提出しなければならない。
- (3) 運営権者は、**別紙 8-1**に記載の各期間中、前項の各契約の変更又は解除を行わない。ただし、各賃貸借契約又は使用貸借契約の契約相手方から同意を得た場合には、当該契約の変更又は解除をすることができる。
- (4) 前二号のほか、運営権者が本事業開始日以降、第三者との間で新たに空港用地等の貸付契約を締結する場合（前号但書の規定によって変更契約を締結する場合を含む。）には、県に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び役員名簿の写しを提出し、承認を得なければならない。本事業開始予定日から転貸を行う場合は、本事業開始予定日までに、かかる手続を完了するものとする。
- (5) 運営権者は、前号に基づき第三者に対して空港用地等を貸し付ける場合、次の①及び②に定める条件に従わなければならない。これに反する条件で貸付を行うことはできない。運営権者は、当該第三者につき②（ア）又は（イ）の違反があったことを知ったときは、速やかに県に報告するとともに、当該第三者との間で締結する土地貸付契約（以下本号において「転貸契約」という。）を解除しなければならない。

① 転貸契約は、(i)当該貸付に借地借家法の適用がある場合には同法第 23 条に定める事業用定期借地権設定契約又は民法第 593 条の規定に定める使用貸借契約としなければならない。かつ、(ii)当該契約の契約期間が本事業期間を超えない（本契約が途中で解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了する）ものとしなければならない。

② 転貸契約には、下記（ア）から（ウ）までの全ての事項を規定しなければならない。

（ア） 当該第三者は、貸付対象用地において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと。

（イ） 当該第三者は、その関係会社又はその取引先（転貸先等）が、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。

（ウ） 上記（ア）又は（イ）の違反があったときは、運営権者は催告を要することなく直ちに転貸契約を解除できること。

3 国際会館を貸し付ける場合、運営権者は次の条件に従う。

- (1) 運営権者は、国際会館の全部を第三者に転貸してはならない。
- (2) 運営権者は、本事業開始予定日までに、**別紙 8-2**に記載の相手方との間で、同別紙に記載の内容で賃貸借契約又は民法第 593 条の規定に定める使用貸借契約を締結し、当該契約

の写しを県に提出しなければならない。

- (3) 運営権者は、**別紙 8-2**に記載の各期間中、前項の各契約の変更又は解除を行わない。ただし、各賃貸借契約又は使用貸借契約の契約相手方及び県から同意を得た場合には、当該契約の変更又は解除をすることができる。

- (4) 運営権者は、本事業期間中、国際会館を第三者に新たに貸し付ける場合又は国際会館の貸付に関する契約を更新・再締結等する場合において、当該第三者との間で締結する建物貸付契約は、①当該貸付に借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の適用がある場合には同法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約又は民法第 593 条の規定に定める使用貸借契約としなければならない、かつ、②当該契約の契約期間が本事業期間を超えない（本契約が途中で解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了する）ものとしなければならない。

- (5) 運営権者は、国際会館を第三者に新たに貸し付ける場合又は第三者との間の国際会館の貸付に関する契約を更新・再締結等する場合においては、当該貸付にかかる契約に次の各号に定める条件を含めるものとし、これに反する条件で貸付を行うことはできない。運営権者は、当該第三者につき（ア）又は（イ）の違反があったことを知ったときは、速やかに県に報告するとともに、当該第三者との国際会館の貸付に関する契約を解除しなければならない。

（ア） 当該第三者は、国際会館において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと。

（イ） 当該第三者は、その関係会社及びその取引先（転貸先等）が、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

（ウ） 上記（ア）又は（イ）の違反があったときは、運営権者は催告を要することなく直ちに国際会館の貸付に関する契約を解除できること。

- (6) 前各号の規定にかかわらず、運営権者は、本事業期間中、国際会館において、利便性の向上の観点から県が要求水準書において別途要求する事項を遵守するものとする。

- 4 運営権設定対象施設等（国際会館及び空港用地等を除く。以下本項において同じ。）を貸し付ける場合には、運営権者は次の条件に従う。

- (1) 運営権者は、運営権設定対象施設等の全部を第三者に転貸してはならない。

- (2) 運営権者は、県が公益上の理由又は本空港の利便性・多様性の向上その他の理由から特に必要と認めた場合に限り、運営権設定対象施設等の一部を第三者に転貸することができる。ただし、県は、本空港及び利用者の安全確保の観点から、転貸について条件を付すことができるものとし、運営権者は当該条件に従う。

- (3) 前号に定める場合には、運営権者は、県に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び役員名簿の写しを提出し、承認を得なければならない。本事業開始予定日から転貸を行う場合は、本事業開始予定日まで、かかる手続を完了するものとする。

- (4) 運営権者は、前号に基づき第三者に対して運営権設定対象施設等を貸し付ける場合、次の①及び②に定める条件に従わなければならない、これに反する条件で貸付を行うことはできない。運営権者は、当該第三者につき②（ア）又は（イ）の違反があったことを

知ったときは、速やかに県に報告するとともに、当該第三者との間で締結する運営権設定対象施設等に係る貸付契約（以下本号において「転貸契約」という。）を解除しなければならない。

① 転貸契約は、(i)当該貸付に借地借家法の適用がある場合には同法第 23 条又は第 38 条に定める事業用定期借地権設定契約若しくは定期建物賃貸借契約又は民法第 593 条の規定に定める使用貸借契約としなければならない、かつ、(ii)当該契約の契約期間が本事業期間を超えない（本契約が途中で解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了する）ものとしなければならない。

② 転貸契約には、下記（ア）から（ウ）までの全ての事項を規定しなければならない。

（ア） 当該第三者は、運営権設定対象施設等において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと。

（イ） 当該第三者は、その関係会社又はその取引先（転貸先等）が、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。

（ウ） 上記（ア）又は（イ）の違反があったときは、運営権者は催告を要することなく直ちに転貸契約を解除できること。

（太陽光発電事業）

第28条 運営権者は、太陽光発電事業用地上で太陽光発電事業者による太陽光発電設備の建設工事が行われる予定であることを確認したうえで、本事業開始予定日までに、ビル施設事業者と太陽光発電事業者との間で、募集要項等に定める条件で締結された電力受給契約（以下「本電力受給契約」という。）上のビル施設事業者の地位を承継するものとする。

2 運営権者は、本事業開始日以降、本電力受給契約に基づき、当該太陽光発電事業において発電した電気を、太陽光発電事業者から購入しなければならない。

3 運営権者は、本事業期間中、太陽光発電事業者に対して、太陽光発電事業の実施に必要な範囲で太陽光発電事業用地を使用させるものとする。

4 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、太陽光発電事業者の要請に応じて、太陽光発電事業用地及び太陽光発電事業用地に設置された太陽光発電設備の維持管理に必要な協力をするものとする。

第9章 その他の事業実施条件

（第三者への委託）

第29条 運営権者又はビル施設事業者は、本事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）について、県に事前に通知したうえで、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者又はビル施設事業者は当該第三者と締結

した契約書の写しを、契約締結時から遅滞なく県に提出しなければならない。ただし、当該契約の契約金額が 1,000 万円以下（継続的契約の場合には、1 年間で換算した場合の支払総額が 1,000 万円以下）である場合には、第 37 条第 1 項に定める年間業務報告書の提出と同時に、契約内容の概要（契約当事者、契約名、契約目的、契約金額、契約期間及び契約日付等）を県に提出することで足りる（この場合において、県が合理的に要求したときは、運営権者又はビル施設事業者は、速やかに当該契約書の写しを県に提出するものとする。）。なお、運営権者又はビル施設事業者が、運営権者又はビル施設事業者から本事業にかかる業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 受託者又は請負者が再委託し、又は下請負を使用する場合、運営権者は、当該再委託又は下請負に係る契約内容の概要（契約当事者、契約名、契約目的、契約金額、契約期間及び契約日付等）を県に提出するものとする。この場合において、県が合理的に要求したときは、運営権者又はビル施設事業者は、速やかに当該契約書の写しを県に提出するものとする。なお、運営権者又はビル施設事業者が、再委託者又は下請負者を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業にかかる業務に関して運営権者若しくはビル施設事業者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。
- 4 運営権者又はビル施設事業者と受託者又は請負者との間で新たに締結される契約は、次の条件に従うものとし、これらのうちいずれか 1 つ以上に反する契約は、効力を有しないものと規定しなければならない。
 - (1) 当該契約の期間が本事業期間を超えない（本契約が途中で解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了する）こと。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、本事業期間満了前に本契約が終了した場合であって、県が請求した場合、県又は県の指定する者が当該契約上の地位を承継し、当該契約を継続させることについてあらかじめ受託者又は請負者が同意していること。
 - (3) 受託者又は請負者の業務に関する各種財務情報が運営権者に提供され、運営権者及びビル施設事業者並びに県による業務記録等の閲覧を許容していること。
 - (4) 当該契約において、本契約と同等の守秘義務が定められていること。
- 5 運営権者又はビル施設事業者は、本条に基づき本事業にかかる業務を委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては委託し又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託又は下請負を使用させないものとする。

（保険）

第30条 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、**別紙9**に定める種類の保険を付保するものとする。

- 2 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、前項の規定によって保険契約を締結（又は従来の契約を継続）したときは、本事業開始予定日までに、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を県に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、運営権者は、合理的な理由がある場合に限り、あらかじめ県の承諾を得たうえで、県が合理的に満足する前二項に定める保険と同等以上の他の信用補完措置を講じることで、第1項に定める保険の付保に代えることができるものとする。

（要求水準の変更）

- 第31条 県は、法令等の変更によって要求水準の内容を変更する必要がある場合には、これを運営権者に対して通知する。かかる通知をもって要求水準は変更されるものとし、運営権者はこれを遵守するものとする。ただし、特定法令等変更による場合は、第50条及び第79条の規定に従うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等の変更による要求水準の内容変更が、運営権者に著しい増加費用又は損害を生じさせる内容であり、かつ、当該増加費用又は損害を運営権者に負担させることが不適当である場合、運営権者は本契約の変更について県に協議を申し入れることができ、この場合、県は必要と認める範囲で本契約を変更することができる。

第10章 計画及び報告

（全体計画の提出）

- 第32条 運営権者は、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、**別紙10**に定める項目を含む、本事業開始予定日から本事業開始予定日の20年後の応当日の前日までの期間についての本事業全体についての全体計画を作成しなければならない。運営権者は、当該全体計画を本事業開始予定日の40日前までに、県に提出し、県は、その内容を適切と認めた場合、本事業開始予定日までにこれを承認する。なお、全体計画を作成するに当たっては、基本的に**別紙10**に定める項目の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。
- 2 運営権者が、本事業期間中、全体計画の内容を変更しようとする場合（単年度計画の変更等によって全体計画を変更しようとする場合を含む。）は、速やかに変更後の全体計画を県に対して提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。
 - 3 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、本事業期間中、全体計画に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。ただし、単年度計画において全体計画に記載された内容以外の事項を実施することを県が認めた場合はこの限りではない。
 - 4 運営権者は、全体計画について県の承認を得た（又は本事業期間中に変更の承認を得た）後、本事業開始日において若しくは同日後速やかに（又は変更の承認を得た場合には、当該承認後速やかに）県が別途指定する公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
 - 5 本事業期間が、第1項で提出した全体計画の対象期間を超える場合、運営権者は、**別紙10**に

定める項目を含む、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日（以下本項において「対象最終事業年度開始日」という。）から本事業終了時までの期間についての本事業全体についての全体計画を、対象最終事業年度開始日の 30 日前までに作成し、県に提出しなければならない。県は、その内容を適切と認めた場合、対象最終事業年度開始日までにこれを承認する。この場合、当該全体計画の変更、事業実施及び公表については、前四項の規定に準ずるものとする。

- 6 不可抗力又は運営権者の責に帰すことのできない事由によって全体計画を大幅に変更する必要がある場合、運営権者は、県と協議し、県に対し必要な支援を求めることができる。

（中期計画の提出）

第33条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から 5 事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての中期計画を、本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の翌 5 事業年度についての中期計画を、当該事業年度開始日の 30 日前までに、ビル施設事業者と共同で作成のうえ、県に提出し、県は、その内容を適切と認めた場合、本事業開始予定日又は各事業年度開始日までにこれを承認する。

- 2 運営権者は、中期計画の作成に当たっては、対象となる期間における投資計画、更新投資（運営権施設）及び整備（非運営権施設）の概要を含めるものとする。その他の中期計画の様式、記載事項及び公表事項等については、県が別途指定する。
- 3 運営権者が、本事業期間中、中期計画の内容を変更しようとする場合（単年度計画の変更等によって中期計画を変更しようとする場合を含む。）は、速やかに変更後の中期計画を県に対して提出するものとし、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- 4 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、本事業期間中、中期計画に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。ただし、単年度計画において中期計画に記載された内容以外の事項を実施することを県が認めた場合はこの限りではない。
- 5 運営権者は、中期計画について県の承認を得た（又は変更の承認を得た）後、速やかに（ただし、本事業開始予定日を含む事業年度から 5 事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての中期計画については、本事業開始日において又は同日後速やかに）、県が別途指定する公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

（単年度計画の提出）

第34条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての単年度計画を本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の各事業年度についての単年度計画を当該事業年度開始日の 30 日前までに、ビル施設事業者と共同で作成のうえ、県に提出し、県は、その内容を適切と認めた場合、本事業開始予定日又は各事業年度開始日までにこれを承認する。

- 2 運営権者は、単年度計画の作成に当たっては、対象となる期間における投資計画、更新投資（運営権施設）及び整備（非運営権施設）の概要を含めるものとする。その他の単年度計画の様式、記載事項及び公表事項等については、県が別途指定する。
- 3 運営権者は、県の費用負担を伴う事業又は業務を計画する場合は、当該単年度計画に係る事

業年度の前年度の 9 月末日までに、当該計画に関する事前協議書を県に提出し、当該事前協議書に基づき協議及び調整を行い、その結果を当該単年度計画に反映するものとする。

- 4 運営権者は、単年度計画の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- 5 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、本事業期間中、単年度計画に従い、適正に本事業を実施しなければならない。ただし、運営権者は、緊急を要すると認める事項を実施する必要がある場合には、承認済みの単年度計画に記載がない場合であっても、自ら又はビル施設事業者をして、当該事項を実施することができる。この場合、運営権者は当該事項の実施後速やかに単年度計画を変更し、遅滞なく県に変更後の単年度計画を提出しなければならない。
- 6 運営権者は、単年度計画について県の承認を得た（又は変更の承認を得た）後、速やかに（ただし、本事業開始予定日を含む事業年度についての単年度計画については、本事業開始日において又は同日後速やかに）、県が別途指定する公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

（特別支援対象事業）

第35条 前条の規定にかかわらず、運営権者は、特別支援対象事業の実施を希望する場合、当該特別支援対象事業の実施を予定する事業年度の前年度の 9 月末日までに（但し、特別支援対象事業のうち、国庫補助等事業については、当該特別支援対象事業の実施を予定する事業年度の前々年度の 9 月末日までに）、当該特別支援対象事業に関して、当該特別支援対象事業に関する事前協議書を県に提出し、当該事前協議書に基づき協議及び調整を行うものとする。なお、当該特別支援対象事業として本事業開始日において存在しない不動産又は動産を新たに買い入れる場合、運営権者は、当該不動産又は動産の取扱いについて県と協議するものとする。また、当該特別支援対象事業としての不動産又は動産の買入れが運営権者無償貸付対象資産の買替によるものである場合、当該不動産又は動産は県の所有とする。

- 2 運営権者は、前項に定める協議及び調整において、当該特別支援対象事業の必要性及び合理性等を県に対して疎明し、県の承認を得たうえで、その結果を当該特別支援対象事業を実施する事業年度の単年度計画に反映するものとする。

3 （意図的に削除）

- 4 県及び運営権者は、特別支援対象事業の実施について、第 1 項に定める当該事業年度の特別支援対象事業の内容及び定額交付金（特別支援）の支払金額について、当該事業年度開始日以降速やかに別紙 11の様式に従って確認書を締結する。

5 （意図的に削除）

- 6 県及び運営権者は、国庫補助等事業に係る特別支援対象事業については、県が実施主体となったうえで、県から運営権者に当該特別支援対象事業に係る測量・調査・設計等業務、工事業務及び発注者支援業務等を委託する方法により実施することを確認する。この場合、運営権者は、航空機運航に支障を来さない限りこれに最大限協力しなければならない。なお、当該委託の条件については、県と運営権者の間で誠実に協議して決定する。

- 7 前各項の規定にかかわらず、定額交付金（特別支援）の交付決定後に、当該定額交付金（特別支援）の対象となった特別支援対象事業の前提となる事実に変更に重大な変更が生じた場合（国庫

補助又は国交付金に係る申請が不採択又は不承認等となった場合を含むが、これに限られない。)には、県は、運営権者と協議のうえ、特別支援対象事業及び定額交付金(特別支援)の内容を見直すことができるものとする。

(重要変更(運営権施設))

第36条 県又は運営権者が、重要変更(運営権施設)を行う場合、運営権者は、航空法第43条の「重要な変更」を行ううえで県が実施する必要のある航空法上の手続きに協力するものとする。

(年間業務報告書の提出)

第37条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書に従って、各事業年度の終了後、本事業の業務及び財務に関する年間業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。

- 2 年間業務報告書の様式、記載事項及び公表事項等については、県が別途指定する。
- 3 運営権者は、年間業務報告書について県に提出後、速やかに県が別途指定する公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、事業期間中、公表を維持しなければならない。

(区分経理)

第38条 運営権者は、本事業期間中、年間業務報告書の提出(各事業年度の終了後)と同時に、運営権者及び運営権者子会社等につき、各事業年度の本事業について区分経理を行った財務書類を作成し、県に提出しなければならない。この場合、運営権者及び運営権者子会社等の会社ごとに区分経理を行わなければならない。

- 2 前項に規定する区分経理を行った財務書類の様式、記載事項等については、県が別途指定する。

(財務情報等の報告・開示)

第39条 運営権者は、本事業期間中、年間業務報告書の提出(各事業年度の終了後)と同時に、運営権者及び運営権者子会社等の下記情報を県に報告するものとする。なお、運営権者及び運営権者子会社等の事業年度の期間及び決算日は同一としなければならない。

- (1) 会社法第435条第2項に定める計算書類(運営権者子会社等がある場合には同法第444条第1項に定める連結計算書類)(いずれも会計監査人による監査済のもの)
- (2) 会社法第435条第2項に定める事業報告
- (3) 運営権者又は運営権者子会社等が会社法第2条第5号に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項
- (4) 計算書類に係る附属明細書(会計監査人による監査済のもの)及び事業報告に係る附属明細書
- (5) セグメント情報(連結計算書類を作成する場合には連結ベース)(セグメント情報等の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号)及びセグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号)に準拠して作成したもの)
- (6) キャッシュ・フロー計算書(連結計算書類を作成する場合には連結ベース)(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準(企業会計審議会)及び連結財務諸表等におけ

るキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第8号）に準拠して作成したもの）

(7) 各事業年度末現在における株主名簿の写し（原本証明付）

(8) その他、運営権者が自ら又は運営権者子会社等について報告又は公表すべきと判断した情報

2 運営権者は、前項に基づき報告した内容のうち、前項第1号から第3号まで及び第8号について、運営権者のホームページ上で公表し、事業期間中、公表を維持しなければならない。

3 運営権者は、第1項の報告事項のほか、県から統計情報の作成のための情報提供を求められた場合には、本事業に関する必要な情報を県に対して提供する。

（その他の報告義務）

第40条 運営権者は、本事業期間中、第32条から第39条までのほか、本事業に関し県が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

第11章 更新投資等

（更新投資（運営権施設））

第41条 運営権者は、単年度計画に従って、更新投資（運営権施設）を実施するものとする。

2 運営権者は、更新投資（運営権施設）を行った場合、**別紙12**の定めるところに従い、投資完了から1ヶ月以内（当該更新投資が3月中に完了した場合には同年4月第1週まで）に、当該投資に関する情報を県に対して通知する。

3 前項の投資の結果、更新投資（運営権施設）の対象部分は、投資対象の施設完成后、当然に県の所有対象となり、運営権設定対象施設に含まれるものとして運営権の効果が及ぶものとする。

4 県は、必要と認める場合は、運営権者に対して、前項の通知に加え公有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、運営権者はこれに従わなければならない。

5 運営権者は、県と別途合意した場合を除き、運営権者子会社等をして、更新投資（運営権施設）を行わせてはならない。

（新規投資（運営権施設）及び改修（運営権施設））

第42条 運営権者及び運営権者子会社等は、新規投資（運営権施設）及び改修（運営権施設）を行ってはならない。

（整備（非運営権施設））

第43条 運営権者は、要求水準及び単年度計画に従い、自ら又はビル施設事業者をして、整備（非運営権施設）を行うことができる。当該整備（非運営権施設）を行った結果、整備の対象部分が既存の非運営権施設から独立した所有権の対象となる場合には、施設の完成前までに、当該整備に関する情報（整備の内容・整備額等）を県に対して通知する。

2 前項の場合において県が請求した場合、運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、当該

施設の完成前までに、当該施設について県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結するものとする（同契約における当該施設の売買価格は時価とする。）。ただし、整備（非運営権施設）の対象部分が空港法第15条第1項に規定する空港機能施設に該当するときは、県の請求の有無にかかわらず、運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、当該施設の完成前までに県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結しなければならない（同契約における当該施設の売買価格は時価とする。）。

- 3 前項に基づき売買の一方の予約契約を締結した施設が建物である場合、県及び運営権者又はビル施設事業者は、当該建物の完成後、運営権者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約に基づき当該施設の権利部（甲区）に所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は、他のいかなる権利設定（担保設定を含むがこれに限られない。）より優先する順位保全効を有するものとする。

（県による更新投資（運営権施設）等）

第44条 県は、公益上の理由を検討したうえで必要と判断した場合には、県が実施主体となり、空港法の規定に基づく費用負担によって更新投資（運営権施設）を行うことができ、運営権者はこれに最大限協力しなければならない。

- 2 県は、前項に定める更新投資（運営権施設）を行う場合は、事前に運営権者に対して通知する。この場合において、運営権者は、その内容、期間及び実施方法について意見聴取の機会を設けるよう県に申し入れることができる。
- 3 第1項に基づき行われる更新投資（運営権施設）の内容が、運営権者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合には、事前に県と運営権者が協議し、合意したうえで実施する。この際、県は、必要と認める場合には、協議によって本契約を変更することができる。
- 4 第1項の定めに従って更新投資（運営権施設）が行われた場合、当該更新投資（運営権施設）対象部分は、投資対象の施設完成後、当然に運営権設定対象施設に含まれ、運営権の効果及ぶものとする。
- 5 県は、更新投資（運営権施設）に加えて、空港特定運営事業に関連して、公益上の理由を検討したうえで必要と認めた工事（県において実施する方が効用大と認められる工事等に限る。）を自らが実施主体となり行うことができる。この場合、県は、当該工事の実施に当たり必要となる測量・調査・設計等業務、工事業務及び発注者支援業務を運営権者に委託することができるものとし、運営権者は、航空機運航に支障を来さない限りこれに最大限協力しなければならない。なお、当該委託の条件については、県と運営権者の間で誠実に協議して決定する。

（RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業）

第45条 県及び運営権者は、本契約締結日において、県が実施主体となり、第1期運営権者に委託して、RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業を実施していることを確認する。

- 2 運営権者は、本事業開始日までに、募集要項等に従って、RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業に係る第1期運営権者の全ての契約上の地位（第1期運営権者と下請負業者との間の下

請負に係る契約上の地位を含む。)を承継し、又は新たに県との間で RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業に係る業務の受託に関する契約を締結するとともに第 1 期運営権者と下請負業者との間の下請負に係る契約上の地位を承継することで、本事業開始日以降、RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業を実施しなければならない。なお、県は、RESA 対策事業及び航空灯火 LED 化事業の遅延に関して一切責任を負わない。

- 3 前項に基づき行われる事業の対象部分は、当該事業の完了後、当然に運営権設定対象施設に含まれ、運営権の効果が及ぶものとする。
- 4 運営権者は、法令等に従い、航空灯火に係る LED 補用品を自ら購入し、予備品として保管するものとする。ただし、運営権者が航空灯火 LED 化事業に伴って新たに購入した LED 補用品については、各事業年度における当該 LED 補用品の購入費用の見込額から別途県が運営権者に通知した額を控除した額（以下「県負担額」という。）の限度で、県が当該 LED 補用品の購入費用の一部を負担するものとする。なお、運営権者は、航空灯火 LED 化事業に伴って新たに LED 補用品を購入する事業年度の前年度の 9 月末日までに、当該 LED 補用品の購入費用の見込額を県に通知し、県は、当該 LED 補用品の購入予定事業年度の 5 月末日までに県負担額を運営権者に支払う。運営権者は、県負担額が当該 LED 補用品の購入費用の実績額から別途県が運営権者に通知した額を控除した額を上回る場合、当該 LED 補用品の購入後速やかにその差額を県に返還するものとする。

（運営権者無償貸付対象資産の更新等）

- 第46条 運営権者が県から借り受けた運営権者無償貸付対象資産の更新投資（以下「更新投資（無償貸付対象資産）」という。）の実施を必要とする場合、運営権者は、善良な管理者の注意をもって更新投資（無償貸付対象資産）を実施するものとする。ただし、県が自ら更新投資（無償貸付対象資産）を実施することが合理的である場合は、県は、運営権者と協議のうえ、運営権者の費用負担で、更新投資（無償貸付対象資産）（次項に定める運営権者無償貸付対象資産の買替を含む。）を実施することができるものとする。
- 2 運営権者が更新投資（無償貸付対象資産）のうち、運営権者無償貸付対象資産の買替（無償貸付対象資産の処分及び当該処分に伴う同種かつ同等の資産の購入をいう。以下同じ。）を実施する場合、運営権者は、単年度計画に当該更新投資（無償貸付対象資産）の概要を定め、県の事前の承認を受けたうえで、当該単年度計画に従って当該買替を実施するものとする。ただし、法定の耐用年数を経過した運営権者無償貸付対象資産の買替については、県に対する事前の届出で足りるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、運営権者の予定する更新投資（無償貸付対象資産）が特別支援対象事業に該当する場合には、当該更新投資（無償貸付対象資産）の実施については、第 35 条の規定に従うものとする。
 - 4 運営権者無償貸付対象資産の買替に伴い新たに購入された動産は、県の所有物とし、県は、物品使用貸借契約を変更のうえで同契約に基づく運営権者への無償貸付けの対象とするものとする。なお、運営権者が当該買替に伴い新たに動産を購入する場合、当該買替後の動産を県の所有物とするために県への当該動産の譲渡を含む必要な対応をするものとする。
 - 5 更新投資（無償貸付対象資産）後の動産を再度更新する場合も、本条の定めに従う。

第 12 章 施設の利用に係る料金の設定及び収受等

(利用料金の設定及び収受等)

第47条 運営権者は、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに関連する法令等に従い、自ら又はビル施設事業者をして、本事業対象施設の利用者から以下に掲げる利用料金を設定し収受することができる。ただし、本契約で別途定める場合又は設定及び収受の根拠となる法令等が変更された場合にはこれらに従う。

- (1) 着陸料等
- (2) 空港航空保安施設使用料金
- (3) 旅客取扱施設利用料
- (4) 駐車場施設又は国際会館の利用に関する料金
- (5) 航空運送事業者やビル施設テナント等の施設利用に関する料金
- (6) その他本事業に係る料金であって、法令等上、料金を設定し収受することが禁止されていないもの

2 運営権者は、民活空港運営法第 13 条及び空港法第 13 条に従い、本事業開始予定日までに、設定する着陸料等をあらかじめ国土交通大臣に届け出るとともに、県知事に対してもこれを事前に通知するものとする。設定した着陸料等を変更しようとするときも同様とする。

3 運営権者は、本事業期間中に、空港航空保安施設使用料金を設定する場合には、民活空港運営法第 12 条第 2 項及び航空法第 54 条第 1 項に従い、設定する使用料金をあらかじめ国土交通大臣に届け出るとともに、県知事に対してもこれを事前に通知するものとする。設定した空港航空保安施設使用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 運営権者は、本事業期間中に、自ら又はビル施設事業者をして、旅客取扱施設利用料を設定する場合には、空港条例等に従い、設定する利用料の上限を定め、予め県知事の認可を受けたうえで、認可を受けた上限の範囲内で設定する旅客取扱施設利用料を県知事に届け出るものとする。設定した旅客取扱施設利用料又はその上限を変更しようとするときも同様とする。

5 運営権者は、本事業期間中に、自ら又はビル施設事業者をして、駐車場施設又は国際会館の利用について利用料金を設定する場合には、PFI 法第 23 条第 2 項に従い、設定する利用料金を、あらかじめ県知事に対して届け出るものとする。当該利用料金を変更しようとするときも同様とする。

6 運営権者及びビル施設事業者は、第 2 項から前項までの規定に従うほか、本事業対象施設の利用に関する料金及びその他の事業に係る料金については、適用ある法令等、本契約、要求水準書及び提案書類に従い、県知事に事前に届け出たうえで、自由に設定及び収受することができる。当該料金を変更しようとするときも同様とする。

(運営交付金の支払等)

第48条 県は、運営権者による本事業の実施に対して、別紙 13に定めるところに従って、運営権者に運営交付金を支払う。なお、県は、オプション延長又は合意延長によって延長された本事業期間においても、運営権者に運営交付金を支払うものとする。

第13章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第49条 県は、本契約で別途定める場合を除き、運営権者及びビル施設事業者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

- 2 本契約で別途定める場合を除き、運営権者及びビル施設事業者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において運営権者及びビル施設事業者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害又は損失の発生については、すべて運営権者が負担し、県はこれについて何らの責任も負担しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約締結日以降、予期することのできない事情によって、著しい事業環境の変化等（大規模な災害の発生、賃金水準又は物価水準の著しい変動を含むが、これらに限られない。）が生じ、運営権者による本事業の遂行が著しく困難となった場合、運営権者は、県に対して協議を申し入れることができる。この場合、県及び運営権者は誠実に協議のうえ、対応方針を定めるものとする。

(法令等の変更)

第50条 法令等の変更によって運営権者又はビル施設事業者に増加費用又は損害が生じたときは、運営権者又はビル施設事業者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等の変更のうち特定法令等変更（運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由によって当該特定法令等変更が行われた場合を除く。）によって、運営権者又はビル施設事業者に増加費用又は損害が発生した場合、県は、両者合意のうえで第68条第1項第2号に定める合意延長とする方法又は県が補償する方法のいずれかによって、当該増加費用又は損害を合理的な範囲で補償するものとする。

- 2 本契約締結日以降、法令等の変更によって本事業の遂行が困難となった場合又はそれが見込まれる場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに県に対し通知し、かかる法令等の変更に対する対応方針を報告しなければならない。

(不可抗力の発生)

第51条 本契約締結日以降、不可抗力によって本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに県に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合又は県が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、県は、運営権者とその対応方針について協議するとともに、当該協議開始から速やかに、運営権者が本事業を継続するに当たって県による事業継続措置の必要性があるか否かを判断し、これを運営権者に対して通知する。ただし、不可抗力滅失の場合はこの限りでない。
- 3 前項の判断に当たっては、不可抗力によって運営権設定対象施設に物理的な損傷が生じていることから、これを復旧して空港の機能を回復させる必要性があり、運営権者が第30条第1項によって付保した保険によってもその損傷の全部又は大部分を復旧することができないと認め

られる場合は、県は、事業継続措置の必要性があるものと認定する。

（不可抗力による措置－県による事業継続措置）

第52条 前条第2項及び第3項の規定に基づき、県が事業継続措置の必要性を認め、その旨の通知を運営権者に対して行った場合、県は、自らの費用及び責任において事業継続措置を実施する。なお、県が事業継続措置を実施したときは、運営権者は、第30条第2項に基づき、運営権者が付保した保険契約にかかる保険金等を、県が受領することができるよう必要な措置を取らなければならない。

- 2 前項の場合、県は、前項の通知から遅滞なく、運営権者と協議のうえ、不可抗力からの本事業の復旧スケジュール（次条第2項に基づき本契約上の履行義務が免責される場合には、当該履行義務を再開する日を含む。）を決定する。

（不可抗力に伴うその他の措置）

第53条 前二条の場合を除き、県は、不可抗力によって運営権者及びビル施設事業者に発生した増加費用又は損害を負担せず、この場合、運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、その費用及び責任において本事業を継続しなければならない。なお、県並びに運営権者及びビル施設事業者は、当該不可抗力によって本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、不可抗力によって本事業について増加費用若しくは損害が発生し、又は本事業の全部又は一部の停止が発生した場合（以下「不可抗力による障害」という。）には、前条に定める事業継続措置が実施されているか否かにかかわらず、運営権者は、次の事項のいずれか又は両方につき県に協議を申し入れることができ（第1号については、当該不可抗力による障害によって発生した増加費用又は損害を回復するため必要がある場合に限る。）、県は必要な範囲でこれを認めることができる。

(1) 第68条第1項第2号に定める合意延長

(2) 不可抗力による障害によって、履行困難となった本契約上の義務について、当該不可抗力による障害が排除されるまで又は本契約解除までの期間、運営権者又はビル施設事業者の履行義務を必要な範囲で免責すること

- 3 前項の場合において、不可抗力による障害が3ヶ月以上継続し又は継続することが見込まれるときは、運営権者は本契約の見直しの協議を県に申し入れることができる。この場合において、不可抗力による障害によって本事業の前提となる環境に重大な変化が生じていると県が認めたときは、県と運営権者は協議のうえ、必要な範囲で本契約を見直すものとする。

- 4 県が、不可抗力に起因して緊急事態が発生したと判断した場合には、第59条の規定に従う。

（土壌汚染等に起因して生じた損害）

第54条 運営権者は、空港用地における土壌汚染、地中障害物又は埋蔵文化財の存在等について、募集要項等において規定されていない事項又は募集要項等において規定されていた事項が事実と異なることに起因して、運営権者又はビル施設事業者が増加費用又は損害が生じた場合、速やかに県に通知する。この場合、県は、両者合意のうえで第68条第1項第2号に定める合意延長

とする方法又は県が補償する方法のいずれかによって、運営権者に生じた増加費用又は損害を合理的な範囲で補償するものとする。

(損害賠償責任)

第55条 本契約に別段の定めがある場合を除き、県又は運営権者若しくはビル施設事業者が本契約に定める義務に違反したことによって相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第56条 運営権者は、運営権者又はビル施設事業者が本事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を県に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由によって生じたものである場合は、運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の損害が県の責めに帰すべき事由によって生じたものである場合は、県がその損害を賠償しなければならない。
- 4 本事業実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、県並びに運営権者及びビル施設事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第14章 適正な業務実施の確保

(運営権者によるセルフモニタリング)

第57条 運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について、民活空港運営法、航空法、空港法その他の適用法令等及び要求水準並びに要求水準書に従って運営権者が作成し県の承認を得たセルフモニタリング計画書に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存する。

- 2 運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案したサービスに関する事項、空港の利用促進に関する事項、空港を拠点としたにぎわいの創出に関する事項、除雪業務に関する事項及び空港脱炭素化推進に関する事項並びにその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、要求水準書に従って、県に対して、事業年度ごと及び県の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。
- 3 運営権者は、前二項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において公表事項として定めた事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

(県等によるモニタリング)

第58条 県は、本事業期間中、運営権者及びビル施設事業者が PFI 法、民活空港運営法、航空法、空港法、空港条例等その他の適用法令等並びに要求水準を満たす方法によって本事業を実施しているか否かについて、モニタリングを実施する。なお、県は、当該モニタリングの実施に当

たっては、要求水準書に定める第三者による評価委員会をして本事業の実施状況の評価をさせることができるほか、県が必要と認める調査を行うことができる。

- 2 前項のモニタリングによって本事業が要求水準を満たしていないと判断された場合、県は、運営権者及びビル施設事業者に対して業務是正の勧告又は命令を行うとともに、改善計画の提出を命じることができる。
- 3 運営権者及びビル施設事業者は、改善計画の提出を命じられてから、60 日以内に改善計画を県に提出し、その承認を得る。県が提出された改善計画では十分に改善がなされていないと認定した場合、運営権者及びビル施設事業者は認定日から 30 日以内に改善計画を県に再提出する。
- 4 前二項の規定にかかわらず、第 2 項の規定に従い改善計画の提出を命じられてから 120 日以内に改善が見られないと県が合理的に判断する場合、県は、本契約を解除することができる。
- 5 本条に関するその他の事項については、提案書類を踏まえ本事業開始予定日までに県が定めるものとする。
- 6 県は、第 1 項に定めるモニタリングのほか、関係法令等に基づき、必要な検査又は報告の徴求等を行うことができる。また、運営権者は、国又は県その他の地方公共団体によって、関係法令等に基づき必要な検査又は報告等を求められた場合は、これに協力するものとする。

(緊急事態等対応)

第59条 県又は運営権者は、緊急事態が発生したと判断する事態が生じた場合には、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。運営権者は、かかる通知を受けた場合又は自ら当該事態が生じたことを認識した場合、事業継続計画に基づき、空港利用者の安全の確保並びに空港機能の維持及び早期復旧に努め、当該事態を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。また、県は、運営権者からかかる通知を受けた場合、当該事態を確認したうえで、当該事態を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。

- 2 県は、前項の通知を受け取り又は自己で該当する事態の発生を認識した場合その他 PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号に定める事由が生じたと判断したときは、同法第 29 条第 2 項に基づく聴聞を行ったうえで、同条第 1 項に基づき、県の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命じることができる。この場合、県は、当該停止した空港特定運営事業を自ら行うことができ、また、運営権者及びビル施設事業者に対して県による当該空港特定運営事業の実施について協力（運営権者又はビル施設事業者が所有する資産についての県による一時的使用、締結している契約についての県による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者及びビル施設事業者はこれに協力しなければならない。
- 3 前項に基づき運営権の行使が停止された場合、県は、PFI 法第 27 条第 1 項に基づきこれを登録するとともに、運営権者に対して、同法第 30 条第 1 項に基づいて通常生ずべき損失（運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。
- 4 第 2 項に定める場合において、県は、運営権の行使の停止を命じない場合であっても、運営権の行使の停止に至らない範囲において、緊急事態等の解消に必要な期間及び必要な範囲にお

いて、自ら必要な措置を行うことができる。この場合、県は、運営権者に対して県による当該措置の実施について協力（運営権者が所有する資産についての県による一時的使用、締結している契約についての県による一時的承継又は契約上の権利義務の代替行使及び代替履行その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

（事業継続計画）

第60条 運営権者は、本事業開始予定日までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、事業継続計画を作成し、県の承諾を得なければならない。

- 2 前項に規定する事業継続計画の様式、記載事項等については、県が別途指定する。
- 3 運営権者が、本事業期間中、事業継続計画の内容を変更しようとする場合は、県と協議し、あらかじめ県の承諾を受けなければならない。

（その他必要な措置）

第61条 県は、PFI 法第 28 条に基づき、運営権者及びビル施設事業者による本事業の適正を期するため、運営権者及びビル施設事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 前項の県の調査又は指示に従うことによって運営権者又はビル施設事業者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者又はビル施設事業者の負担とする。

第 15 章 子会社等

（子会社、関連会社）

第62条 運営権者は、本事業期間中、県の事前の承諾なく、ビル施設事業者のほか、自らの子会社又は関連会社を設立し、又はその株式若しくは持分を保有してはならない。また、運営権者は、本事業期間中、県の事前の承諾がない限り、運営権者子会社等の発行済株式の総数（又は県が予め認めた株式割合）を直接又は間接に保有していなければならない、運営権者子会社等をして、運営権者又は他の運営権者子会社等以外の第三者に対する新規株式発行その他本条の定め に反する行為をさせてはならない。

- 2 運営権者は、運営権者子会社等をして、県の事前の承諾なく、第 13 条若しくは第 26 条に規定する以外の業務を行わせてはならない。
- 3 運営権者は、運営権者子会社等をして、本契約の内容を遵守せしめ、運営権者が運営権者子会社等に対して空港用地等を貸し付ける場合又は業務を委託する場合には、当該運営権者子会社等を第三者として、それぞれ第 27 条又は第 29 条の定めに従う。
- 4 運営権者は、運営権者子会社等をして、県の事前の承諾なく、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎を変更する行為を行わせてはならない。

第 16 章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

第63条 運営権者は、運営権者及び運営権者子会社等についての次の各号の書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面を県に対して提出する。

- (1) 原本証明付の定款の写し
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 代表印の印鑑証明書
- (4) 運営権者及び運営権者子会社等と金融機関等との間の①融資に関する契約書、②運営権その他運営権者及び運営権者子会社等が保有する資産並びに運営権者及び運営権者子会社等の発行済株式に対する担保設定にかかる契約書、③本契約その他運営権者又は運営権者子会社等と県との間で締結された契約に基づく運営権者又は運営権者子会社等の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（いずれも当該契約が締結されている場合に限る。）の各写し

2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び本契約の各規定を遵守する他、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券（本号において「本議決権株式等」という。）を株主総会又は取締役会の決議によって発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について県の事前の承認を受ける必要があること。この場合、運営権者は本議決権株式等の発行先をして、県に対して、株主誓約書と同様の内容の誓約をさせること。ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、県の事前の承認を要しない。
- (3) 運営権者は、第 66 条第 1 項の規定に従い、本議決権株主の異動等について県に報告すること。
- (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
- (5) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く規定があること。
- (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 運営権者は、本事業の実施に当たって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）の誠実な履行を妨げることがないように留意し、同協定第 5 条に規定する航空機による日本の飛行場への出入りを確保するため誠実に対応すること。
- (8) 運営権者は、本事業期間を通じて、本事業の規模、内容等に照らして不適切な人員規模、雇用体制とならないような人事運用を行うべく、最大限努力すること。
- (9) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、特定の航空運送事業者等に対し、不当

な差別的取扱い（民活空港運営法第 13 条及び空港法第 13 条第 2 項第 1 号に定める着陸料等、施設利用に関する料金、カウンター及び搭乗口の割当てその他施設利用の態様に関するものを含むがこれらに限られない。）を行わないこと。

(10) 前各号のほか、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。

- 3 運営権者は、本事業期間中、県の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換・移転、株式交付、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更及び前項第 4 号から第 6 号までに定める定款記載事項の変更を行ってはならない。ただし、運営権者とビル施設事業者の合併については、当該合併に伴う本契約の変更内容について県の満足する合意がなされている場合には、県は不合理に承諾を拒否しない。

（運営権等の処分）

第64条 運営権者は、県の事前の承諾を得ることなく、運営権、その他本契約上の地位及び本事業について県との間で締結した契約に基づく契約上の地位、これらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下本条及び次条において「処分」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、県は、PFI 法第 26 条第 3 項に定める基準に従い、当該譲渡の是非を判断するものとし、次の内容を含む許可の条件を付することができる。

- (1) 譲受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。
- (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- (3) 譲受人のすべての株主（ただし、譲受人の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない株式のみを保有する者を除く。また、持分会社の場合には社員をいう。）が、県に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- (4) 譲受人が、PFI 法第 9 条による欠格事由に該当しないこと。

- 3 第 1 項の定めにかかわらず、運営権者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出されること、及び第 96 条に基づく協定書が県と金融機関等の間で県の合理的に満足する内容で締結されていることを、承諾の条件とする。

- 4 第 1 項の定めにかかわらず、運営権者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本契約その他県と運営権者又はビル施設事業者の間の契約に基づく運営権者及びビル施設事業者の債権又は契約上の地位に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれに対する承認を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出されること、及び第 96 条に基づく協定書が県と金融機関等の間で県の合理的に満足する内容で締結されていること

（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後とを問わず、担保権者に対抗できることを含む。）を承認の条件とする。

（資産の処分）

第65条 運営権者は、本事業に関して運営権者又は運営権者子会社等が所有権を有する各資産については、本契約の規定に従う限り、自由に処分することができる。ただし、次の各号に記載されている資産については、各号の規定に従う。

（1） ビル施設

運営権者は、ビル施設事業者をして、県の事前の承諾を得ることなく、ビル施設の処分（運営権者又は運営権者子会社等への譲渡等を含む。）を行わせてはならない。

（2） 本契約に基づき、県との間で売買の一方の予約契約を締結した不動産

運営権者及びビル施設事業者は、本契約に基づき、県との間で売買の一方の予約契約を締結した施設等について、処分（運営権者又は運営権者子会社等への譲渡等を含む。）並びに県が行うべき所有権移転請求権保全仮登記に優先する担保権又は賃借権等の設定を行ってはならない。

（3） 運営権者子会社等の株式

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、運営権者子会社等の発行済株式について、県の事前の承諾を得ることなく、処分（運営権者子会社等への譲渡等を含む。）を行わせてはならない（第62条第4項に定める県の事前の承諾がある場合を除く。）。

2 運営権者は、運営権者無償貸付対象資産については、県の承認のない限り、処分することができない。ただし、法定の耐用年数を経過した運営権者無償貸付対象資産の買替については、第46条の規定に従う。

3 運営権者は、物品譲渡契約に基づき県から譲り受けた運営権者譲渡対象資産については、自己の判断で処分することができる。ただし、本事業を実施するために必要となる物品については、自らの費用及び責任で調達するものとする。

（本議決権株主の異動等）

第66条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに県に対して最新の株主名簿の写し（原本証明付）を提出し、県の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 運営権者は、本議決権株主が次の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を県に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにかかる状態を解消しなければならない。

（1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すること。

（2） PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。

（3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがされていること。

- (4) 会社法による特別清算開始の申立てがされていること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立てがされていること。
- (6) 株主誓約書に違反して、県の承認を得ることなく本議決権株式について譲渡（信託譲渡を含む。）、質権設定その他の担保設定、その他の方法による処分（自己信託を含む。）を行ったこと。

第 17 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第 1 節 本契約の期間

（契約の有効期間）

第 67 条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

（事業期間）

第 68 条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、本事業開始日の 20 年後の応当日の前日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、空港特定運営事業及びビル施設等事業を実施する。ただし、次の場合には当該期間を延長し、当該期間の終期をもって本事業終了日とする。

- (1) 運営権者が、県に対して、本事業終了日の 3 年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、本項本文に定める期間に加えて、次項の規定の範囲内で 10 年以内の運営権者が希望する日まで本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「オプション延長」という。）。なお、オプション延長の実施回数は 1 回に限られない。ただし、当該期間延長の届出後、県の責めに帰すべき事由その他やむを得ない事由が生じた場合、運営権者は、当該オプション延長前の本事業終了日の 2 年前の応当日までに、当該期間延長の全部又は一部の撤回について県に協議を申し入れることができ、県は必要な範囲でこれを認めることができる。なお、県は、当該期間延長の撤回に係る承認にあたって条件を付すことができる。
 - (2) 運営権者は、第 16 条第 1 項、第 25 条第 5 項、第 50 条第 1 項、第 53 条第 2 項又は第 59 条第 3 項に定める事由が生じた場合、県に対して、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合において、運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収するため、本事業期間を一定期間延長する必要があると県が認めたときは、県及び運営権者が協議によって次項の規定の範囲内で両者が合意した日まで、本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。
- 2 本事業期間（前項第 1 号又は第 2 号によって期間延長された場合を含む。）は、いかなる理由によっても本事業開始日の 35 年後の応当日の前日を超えることはできない。
 - 3 本事業終了日をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。ただし、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合には、第 81 条及び第 82 条の定めに従う。

第2節 期間満了による本事業終了手続

(事業引継)

第69条 本事業終了日の3年前の応当日から本事業終了日までの間、運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、県又は県の指定する第三者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 運営権者は、運営権者の従業員について県又は県の指定する第三者が転籍での受け入れを希望する場合には、県の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を県又は県の指定する第三者に送付しなければならない。
- (2) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について県又は県の指定する第三者が承継を希望する場合には、県の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を県又は県の指定する第三者に送付しなければならない。
- (3) 運営権者及び運営権者子会社等は、県又は県の指定する第三者に運営が引き継がれるまでに、県又は県の指定する第三者によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価（空港用地等への立ち入り調査や聞き取り調査も含む。）に協力しなければならない。
- (4) 運営権者及び運営権者子会社等は、県の指定する日までに、本空港に関して運営権者が有する財務及び運営、技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや空港運営に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を県又は県の指定する第三者に電子媒体（県又は県の指定する第三者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、次条の定めに従い、資産の引渡及び譲渡等を実施しなければならない。

(本契約終了による資産の取扱い)

第70条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する第三者に引き渡さなければならない。当該引渡に当たっては、運営権者は、本事業終了日に運営権設定対象施設が適切な状態にあること及び空港運営の円滑な移行を確保することを目的として、引渡し時点において要求水準を充足させるため、必要に応じて更新投資（運営権施設）を実施するものとする。

- 2 本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者及び運営権者子会社等の所有する各資産については次のように取り扱う。なお、いずれの場合においても、県又は県の指定する第三者が資産を譲り受け又は買い取る場合、運営権者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもって保管するものとする。また、いずれの場合においても、運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日までに、以下に定める買取り又は売却の対象範囲について意見聴取の機会を設けるよう県に申し入れることができる。

- (1) 運営権者及び運営権者子会社等が所有する不動産

県又は県の指定する第三者は、時価にて、運営権者又は運営権者子会社等からその所有する不動産の全部又は一部を買い取ることができ、運営権者はこれに応じるものとする。なお、県が本事業の実施者を新たに公募によって選定する場合、県は当該実施者をして、当該不動産の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とするものとする。

(2) 運営権者子会社等の発行済株式

県又は県の指定する第三者は、時価にて、運営権者又は運営権者子会社等からその所有する運営権者子会社等の発行済株式の全部又は一部を買い取ることができ、運営権者はこれに応じるものとする。なお、県が本事業の実施者を新たに公募によって選定する場合、県は当該実施者をして、当該株式の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とするものとする。

(3) 前二号の資産以外の資産

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が保有するその他の資産（前二号によって買取りの対象となった資産を除く。）は、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任及び費用負担において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する第三者が必要と認めた場合には、運営権者及び運営権者子会社等は、当該資産を時価（ただし、当該資産が運営権者譲渡対象資産のうち未処分のものである場合には無償）で県又は県の指定する第三者に譲り渡し又は売却しなければならない。なお、県が本事業の実施者を新たに公募によって選定する場合、県は当該実施者をして、当該資産（任意事業にかかる資産を除く。）の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とするものとする。

- 3 前項各号に基づき資産の買取りが行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、運営権者又は運営権者子会社等は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を取るものとする。ただし、当該承継に関して承継対象となる契約の相手方の承諾の取得が必要となる場合には、運営権者又は運営権者子会社等は、当該承諾を取得することについては実務上可能な限り努力することとする。

- 4 第2項各号に基づき資産の買取りが行われる場合において、県又は県の指定する第三者による運営権者への各買取対価の支払いは、県又は県の指定する第三者が運営権設定対象施設の引渡しを受けた日又は第2項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する契約不適合責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する第三者に対して各買取対価の支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、当該支払いを行う者が買い取った資産の引渡しを受けた日から速やかに）行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する第三者が次条に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する第三者は、各買取対価の支払いにかかる債務と当該損害賠償請求にかかる債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する第三者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求にかかる債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払いを拒むことができる。

(契約不適合)

第71条 県又は県の指定する第三者は、前条第1項の規定によって引き渡された運営権設定対象施設に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項において同じ。）が発見された場合、速やかに運営権者に通知する。この場合、県又は県の指定する第三者は、当該施設の引渡しを受けた日から1年以内に当該通知を行った場合に限り、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 県又は県の指定する第三者は、前条第2項各号の規定によって運営権者から各種資産（無償で譲り受ける資産を除く。）を買い取った場合、当該資産に契約不適合（契約不適合が直ちに発見できないものである場合に限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項において同じ。）が発見された場合、速やかに運営権者に通知する。この場合、県又は県の指定する第三者は、当該資産の所有権を取得した日から1年以内に当該通知を行った場合に限り、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、県又は県の指定する第三者は、修補を求めることができず、損害の賠償のみ請求することができる。

3 県又は県の指定する第三者は、前二項の資産が同項に規定する契約不適合によって滅失又は毀損したときは、前二項に規定する期間内であっても県又は県の指定する第三者がその滅失又は毀損を知ったときから60日以内に前二項の権利を行使しなければならない。

(本契約終了による運営権設定対象施設等及び運営権者無償貸付対象資産の取扱い)

第72条 行政財産等使用貸借契約は、本事業終了日に当然に終了する。この場合、運営権者は、空港用地、太陽光発電事業用地及びその他行政財産等使用貸借の対象地上に存在する不動産又は動産及び貸付物件たる運営権設定対象施設等その他の建物内に存する動産を自らの費用で撤去したうえで（空港用地、太陽光発電事業用地及びその他行政財産等使用貸借の対象地については更地として）、県又は県の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、以下に掲げる不動産又は動産が空港用地、太陽光発電事業用地及びその他行政財産等使用貸借の対象地上に存在する場合には、当該不動産又は動産は撤去せず、現状有姿で県又は県の指定する第三者に引き渡す。

(1) 運営権設定対象施設等

(2) 第70条第2項各号に従い県又は県の指定する第三者が無償で譲り受け、又は買い取った資産

(3) 運営権者又は運営権者子会社等以外の者が所有する不動産又は動産であって、県又は県の指定する第三者が、当該不動産又は動産が引き続き空港用地、太陽光発電事業用地及びその他行政財産等使用貸借の対象地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意が形成されている不動産又は動産

(4) 前各号のほか、県が所有する不動産及び動産並びに県が別途指示した不動産及び動産

2 前項の場合において、運営権者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に空港用

地、太陽光発電事業用地及びその他行政財産等使用貸借の対象地を更地で返還するための措置を行わないときは、県は、運営権者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を運営権者に求償することができる。この場合、運営権者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

- 3 運営権者無償貸付対象資産に係る物品使用貸借契約（更新後の契約を含む。）は、本事業終了日に当然に終了し、運営権者は運営権者無償貸付対象資産を当該時点の現状有姿で県又は県の指定する者に引き渡すものとする。ただし、引き渡された運営権者無償貸付対象資産に契約不適合（なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項において同じ。）があるときは、県又は県の指定する者が当該運営権者無償貸付対象資産の引渡しを受けた日から 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

（「時価」の決定）

第73条 本契約において、各種資産について「時価」を定める必要がある場合、当該「時価」の算定方法については別紙 14に定めるとおりとする。なお、本事業終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合には、当該公募の手続のために、本事業終了日の 3 年前の応当日以降の日において、評価時点の到来前であっても別紙 14に定める方法によって時価を算定することができる。この場合、時価の算定時点と評価時点との間で資産の価額について差額が生じたときの調整方法をあらかじめ定めることができる。

第 18 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第1節 解除又は終了事由

（運営権者又はビル施設事業者の事由による本契約の解除）

第74条 県は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することによって、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由によって本契約の履行が不能となったとき。
- (2) 運営権者又はビル施設事業者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者又はビル施設事業者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（運営権者又はビル施設事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者又はビル施設事業者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由によって、本事業開始日が本事業開始予定日から 1 ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者又はビル施設事業者が本事業を放棄したと認められると

き。

- (6) 運営権者又はビル施設事業者が、第 37 条及び第 38 条に定める各種業務報告書等又は第 39 条に定める財務情報等に虚偽の記載を行ったとき。
- (7) 運営権者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (8) 運営権者が、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イからトまでのいずれかに該当する場合であって、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項に該当し又は同条第 1 項第 1 号に基づく聴聞手続を執ったうえで、運営権が取り消されたとき。
- (9) 第 12 条に定めるビル施設の用地にかかる使用許可、その他ビル施設等事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、ビル施設等事業の継続が困難となったとき。
- (10) 第 58 条第 4 項に定める場合。
- (11) 第 66 条第 2 項に定める状態が解消されなかったとき。
- (12) 運営権者又はビル施設事業者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等（PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。）の役員についても同様とする。
 - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
 - ⑤ 運営権者が運営権を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内に当該運営権者の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ⑥ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

2 県は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者又はビル施設事業者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することによって、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者又はビル施設事業者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 運営権者又はビル施設事業者がその責めに帰すべき事由によって本契約上の義務を履行しないとき。
- (3) 運営権者又はビル施設事業者が法令等に違反したとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第75条 県又は運営権者は、県又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由（不可抗力の場合を除く。）によって、本事業開始日が本事業開始予定日から 1 ヶ月以上遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約を解除することができる。

(県の任意による解除)

第76条 県は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に運営権者に対して通知することによって、本契約を解除することができる。

2 前項に基づく通知以降、県は、新たに本事業の実施者の選定を開始することができる。

(県の事由による本契約の解除又は終了)

第77条 県の責めに帰すべき事由によって、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、運営権者から 60 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は県の責めに帰すべき事由によって本契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能となった場合は、運営権者は、県に対し、解除事由を記載した書面を送付することによって、本契約を解除することができる。

2 県がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力滅失の場合を除く。）は、PFI 法第 29 条第 4 項に基づき、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

(不可抗力による本契約の終了又は解除)

第78条 本空港の不可抗力滅失の場合、本契約は当然に終了する。

2 第 52 条第 1 項に定める不可抗力によって県による事業継続措置が行われる場合であって、第 52 条第 2 項に定める本事業の復旧スケジュールを決定できない場合、又は、決定されたスケジュールによること（若しくは、第 53 条第 2 項で履行義務が免責された場合は、当該義務を再開すること）が不可能又は著しく困難であることが判明した場合、県は本契約を解除することができる。

(特定法令等変更による本契約の解除)

第79条 特定法令等変更（運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由によって当該特定法令等変更が行われた場合を除く。）によって、本契約に基づく義務のうち全部又は重要な部分の履行が不可能となったときは、県又は運営権者は、相手方に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することによって、本契約を解除することができる。

(合意解除)

第80条 県及び運営権者は、合意によって本契約を終了させることができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については県及び運営権者の合意によって決定する。

第2節 解除又は終了の効果（全事由共通）

(本事業開始日前の解除又は終了の効果)

第81条 本事業開始日前に、第 74 条から第 80 条までに基づき本契約が解除又は終了した場合、第 69 条から第 72 条までの規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第 9 条第 1 項に基づき本事業の引継を実施していた場合には、引継に際して交付された資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、当該引継及び措置に要した費用は各自これを負担する。

- 2 前項の場合において、運営権者が、当該解除又は終了時点でビル施設事業者株式を取得していた場合、県は、自ら又は県が合理的に指定する第三者（ただし、ビル施設等事業の運営に一定の実績を有する者に限る。以下本項において同じ。）をして、県が指定する期間内に、運営権者と県又は県が指定する第三者が別途合意する価格で運営権者から当該株式を買い取ることができる。

(本事業開始日後の解除又は終了の効果)

第82条 本事業開始日後に、第 74 条から第 80 条までに基づき本契約が解除又は終了した場合、第 69 条から第 72 条までの規定につき、「本事業終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、次の各号に記載されている規定については、各号の規定に従う。

- (1) 第 69 条柱書については、次のように読み替える。

「本契約が第 74 条から第 80 条までの規定によって終了又は解除された場合、運営権者及びビル施設事業者は、県又は県の指定する第三者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の各号の引継を含む事業引継をしなければならず、本事業終了後合理的に必要な期間、引継に協力する義務を負うものとする。」

- (2) 第 70 条第 4 項中「県又は県の指定する第三者が運営権設定対象施設の引渡しを受けた日又は第 2 項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から 1 年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する契約不適合責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する第三者に対して各買取対価の支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、当該支払いを行う者が買い取った資産の引渡しを受けた日から速やかに）」とあるのは、「県が合理的に定める期限までに（なお、県は複数年度にわたる分割払いの期限を定めることができるものとする。）」と読み替える。

- (3) 第 71 条第 2 項中「契約不適合（契約不適合が直ちに発見できないものである場合に限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項において同じ。）」とあるのは、「契約不適合（なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項において同じ。）」と読み替える。

- 2 前項の場合において、運営権者及びビル施設事業者は、県又は県の指定する第三者による本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後合理的に必要な期間、県又は県の指定する第三者から本事業にかかる業務の委託を受ける等の協力義務を負うものとし、県又は県の指定する第三者は、運営権者に対して当該委託について相当な対価（ただし、第 74 条に基づく解除又は終了の場合には、当該委託期間において県又は県の指定する第三者に帰属する本事業から生じる利益の額を上限とし、運営権者が支出した合理的な実費のみを支払うものとし

る。)を、別途合意した日に支払うものとする。

第3節 解除の効果（運営権者の事由による解除）

（違約金等－運営権者事由解除）

第83条 第74条各項又は第77条第2項（運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定によって本契約が解除され、又は終了した場合、運営権者は、県に対して県の指定する期限までに次項に定める違約金及び当該本契約が解除され又は終了した事業年度に実施予定の更新投資（運営権施設）に係る運営権者負担額（運営権者が既に負担した金額を除き、以下総称して「違約金等」という。）その他の金員を一括で支払わなければならない。ただし、両者の間で協議のうえ、両者合意した場合には、分割払いとすることを妨げない。また、運営権者は、第10条第1項の規定に基づきビル施設事業者に提出させる誓約書において当該支払いについて連帯の責任を負わせるものとする。

- 2 前項に定める違約金の額は金1億円とし、運営権者は、解除に起因して県が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、県は、第70条第2項の規定に基づき同項各号に定める内容で各資産を買い取る場合、当該資産の売買代金債務と違約金等請求権を相殺することができる。

（運営権取消等－運営権者事由解除）

第84条 第74条各項の規定によって本契約が解除された場合、PFI法第29条第1項第1号ホに定める重大な違反があったものとして、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執ったうえで（同条第2項に該当するときは直ちに）、県はPFI法第29条第1項第1号に基づいて運営権を取り消し、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第4節 解除又は終了の効果（県の事由及び特定法令等変更による解除又は終了）

（運営権取消等及び損失の補償－県事由及び特定法令等変更解除）

第85条 第75条、第76条、第77条第1項又は第79条によって本契約が解除された場合、県は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執ったうえで（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第77条第2項によって本契約が終了した場合には、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合（第77条第2項による本契約の終了については、県の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）、県は、運営権者に対して、運営権者に発生した増加費用及び損害を賠償するものとする。

第5節 解除又は終了の効果（不可抗力による解除又は終了）

（運営権放棄・取消等及び損失の負担－不可抗力解除）

第86条 第78条第1項によって本契約が終了した場合には、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹

消登録を行う。また、第 78 条第 2 項によって本契約が解除された場合、県は自らの判断によって、運営権者に対して、運営権を放棄させる又は県の指定する第三者に無償で譲渡させることができ、運営権者は県の指示に従うものとする。

- 2 県、運営権者及びビル施設事業者のいずれも、第 78 条による本契約の解除又は終了によって発生した損害については、自ら負担するものとし、他の当事者又はビル施設事業者に対する損害賠償請求を行わないものとする。

第 19 章 知的財産権

（著作権の帰属等）

第 87 条 県が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等（県が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、県に帰属する。

（著作権の利用等）

第 88 条 県は、成果物について、県の裁量によって無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 県の指定する第三者に対して本空港について新たに運営権が設定される場合及び県の指定する第三者が運営権者又はビル施設事業者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、県の指定する第三者も有するものとする。
- 3 成果物及び本事業対象施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、県（第 2 項における県が指定する第三者を含む。）が成果物及び本事業対象施設を次の各号に掲げるところによって利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本事業対象施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は県が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、県又は県が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本事業対象施設を写真、模型、絵画その他の方法によって表現すること。
 - (5) 本契約終了後、本事業対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えによって改変し、又は取り壊すこと。
- 5 運営権者は、自ら若しくはビル施設事業者又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本契約で別途定める場合及びあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本事業対象施設の内容を公表すること。

- (2) 本事業対象施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第89条 運営権者は、自ら若しくはビル施設事業者又は著作権者をして、成果物及び本事業対象施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、事前に県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第90条 運営権者及びビル施設事業者は、成果物及び本事業対象施設（運営権者又はビル施設事業者が整備を行った部分に限る。以下本条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。

- 2 運営権者は、成果物又は本事業対象施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第91条 運営権者及びビル施設事業者は、本契約の履行に当たり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに運営権者及びビル施設事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。

- 2 運営権者及びビル施設事業者が本契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者及びビル施設事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者及びビル施設事業者は、運営権者及びビル施設事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県又は県の指定する第三者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、県又は県の指定する第三者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者及びビル施設事業者の当該侵害が、県の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、本契約の終了後も存続するものとする。

(知的財産権)

第92条 運営権者は、自ら又はビル施設事業者が特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者及びビル施設事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、運営権者及びビル施設事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第20章 その他

(協議会の設置)

第93条 県及び運営権者は、必要と認める場合は、本事業の実施に関する協議を目的として、各種協議会を設置することができる。

- 2 県及び運営権者は、相手方当事者から協議会の設置を求められた場合、合理的な理由なくこれを拒んではならない。

(公租公課)

第94条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第95条 県並びに運営権者及びビル施設事業者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、県並びに運営権者及びビル施設事業者は、次の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について県が指示した場合には、当該指示に従い開示する。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合

- (2) ①当該情報を知る必要のある県若しくは運営権者及びビル施設事業者の従業員等（県の職員若しくは運営権者及びビル施設事業者の役員を含む。）若しくは県若しくは運営権者及びビル施設事業者の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、県、運営権者及びビル施設事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

- (5) 法令等（鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）を含む。）に基づき開示を求められた情報を法令等で求められる範囲において開示する場合

- (6) 裁判所の命令によって開示を求められた情報を開示する場合

- (7) 県が本契約（各別紙を含む。）の締結版を公表する場合

- 3 前二項の規定は、県並びに運営権者及びビル施設事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(金融機関等との協議)

第96条 県は、必要と認めた場合には、本事業に関して、運営権者又はビル施設事業者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。県がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に

掲げる事項を定める。

- (1) 県が本契約に関して運営権者及びビル施設事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項。
- (2) 本議決権株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項。
- (3) 金融機関等が運営権者又はビル施設事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての県との間で行う事前協議及び県に対する通知に関する事項。
- (4) 県による本契約の解除に伴う措置に関する事項。
- (5) 運営権者及び運営権者子会社等が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の県との間で行う事前協議に関する事項（第2号で定める事項を除く。）。

（兼業禁止）

第97条 運営権者及び運営権者子会社等は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息及び延滞金）

第98条 県、運営権者又はビル施設事業者が、本契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、県については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、運営権者及びビル施設事業者については、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年条例第45号）の規定によって計算した延滞金をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息及び延滞金の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 県は、本契約に基づいて生じた運営権者及びビル施設事業者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

（管轄裁判所）

第99条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第100条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、県及び運営権者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して県と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して県と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、要求水

準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

- 5 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。
- 7 本契約は、日本語を正とするものとし、英訳が作成された場合であっても当該英訳は参考として取り扱うものとして、日本語によって解釈されるものとする。

（疑義に関する協議）

第101条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙 1 定義集

- (1) 「アップサイドシェア」とは、運営交付金のうち、**別紙13**においてアップサイドシェアとして規定されるものをいう。
- (2) 「委託禁止業務」とは、法令上又は要求水準書上委託が禁止されている業務をいう。
- (3) 「移転元地」とは、本空港の滑走路の西側に存在する、滑走路の西側集団移転元地として要求水準書に定める土地をいう。
- (4) 「イメージアップ象形物」とは、本空港に設置された、「ようこそ鳥取へ」の文字が記載された象形物をいう。
- (5) 「イメージアップ象形物周辺用地」とは、イメージアップ象形物が設置された用地の周辺用地として要求水準書に定める土地をいう。
- (6) 「イメージアップ象形物周辺用地（県有地）」とは、イメージアップ象形物周辺用地のうち要求水準書に定める県所有地をいう。
- (7) 「イメージアップ象形物周辺用地（民有地）」とは、イメージアップ象形物周辺用地のうちイメージアップ象形物周辺用地（県有地）を除く用地を総称していう。
- (8) 「運営権」とは、運営権設定対象施設について、運営権設定日付で運営権者に設定されたPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (9) 「運営権者」とは、株式会社鳥取エアポートをいう。
- (10) 「運営権者無償貸付対象資産」とは、本事業の実施に必要となる県所有の動産であって、**別紙 4-1** 第3項に記載の手續において本事業開始日に運営権者への貸し付け対象となる動産をいう。
- (11) 「運営権者子会社等」とは、ビル施設事業者及び第62条第1項に基づき県の事前の承諾を得て設立された運営権者の子会社又は関連会社をいう。
- (12) 「運営権者承継対象契約」とは、**別紙 4-1** 第2項に記載の運営権者への承継対象となる契約等をいう。
- (13) 「運営権者譲渡対象資産」とは、本事業の実施に必要となる県所有の動産のうち運営権者無償貸付対象資産を除く動産であって、**別紙 4-1** 第3項に記載の手續において運営権者への譲渡対象となる動産をいう。
- (14) 「運営権設定対象施設」とは、本空港の①空港基本施設等、②空港航空保安施設、③国際会館、④除雪車庫、⑤空港展望所及び空港展望所用地（空港展望所用地（道路区域）を除く。）、⑥駐車場施設等（第3駐車場用地（国有地）を除く。）、⑦SOLWIN、⑧調整池、⑨空港用地等（空港用地（国有地）を除く。）、並びに⑩イメージアップ象形物及びイメージアップ象形物周辺用地（県有地）（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）の総称をいい、本事業開始日においては、関連資料集の運営権設定対象施設リスト（本契約締結時において更新されたもの）記載の上記施設及び本事業開始日時点においてこれ以外の県が所有する上記施設の総称をいう。
- (15) 「運営権設定日」とは、令和8年6月29日をいう。
- (16) 「運営交付金」とは、運営権者による本事業の実施に対する財政支援として、**別紙 13**に

従って県が運営権者に支払う各種交付金をいう。

- (17) 「親会社」とは、会社法第 2 条第 4 号に定める親会社をいう。
- (18) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (19) 「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）をいう。
- (20) 「改修（運営権施設）」とは、運営権設定対象施設の改修（PFI 法上の「改修」と同義であり、本事業においては、本空港のすべての滑走路の全面除却及び再整備又はそれに伴う着陸帯、誘導路、エプロン、飛行場灯火、制御装置若しくは電源設備の全面除却及び再整備並びに国際会館の全面除却及び再整備等をいう。）をいう。
- (21) 「株主誓約書」とは、基本協定書に定める様式に従い、本議決権株主が県に対して差し入れた株主誓約書をいう。
- (22) 「環境対策事業」とは、要求水準書に定める環境対策事業をいう。
- (23) 「関連会社」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 20 号に定める関連会社をいう。
- (24) 「関連資料集」とは、募集要項等のうち、関連資料集として特定された文書をいう。
- (25) 「基本協定書」とは、県と優先交渉権者構成員との間で令和 8 年 5 月 12 日に締結された第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等基本協定書をいう。
- (26) 「行政財産等使用貸借契約」とは、県と運営権者の間で運営権設定対象施設等又は太陽光発電事業用地の貸付に関して締結される別紙 6-1 及び別紙 6-2 の様式による契約を個別に又は総称していう。
- (27) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (28) 「緊急事態」とは、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に定める災害の発生等によって本空港の運営権者による安全な運営が著しく阻害されるおそれのある事態、②国の安全保障又は空港の安全が脅かされる事態、③本空港内での人の身体・生命又は財産に損害が発生するおそれのある事態のいずれか、又はこれらに類する事態をいう（疑義を避けるために付言すると、不可抗力に該当した場合においても必ずしも緊急事態に該当するものではなく、県は第 53 条第 4 項による判断を行うことができる。）。
- (29) 「空港特定運営事業」とは、①空港運営等事業、②空港航空保安施設運営等事業、③環境対策事業、④その他附帯する事業として要求水準書に定める業務の総称をいう。
- (30) 「空港運営等事業」とは、要求水準書に定める①空港基本施設等の維持管理業務、②空港基本施設等の運営業務、③着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその収受、④空港用地及びこれに附帯する施設の管理業務、及び⑤SOLWIN（低層風情報提供システム）保守点検業務の総称をいう。
- (31) 「空港基本施設」とは、本空港の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン並びに RESA（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）をいう。
- (32) 「空港基本施設等」とは、空港基本施設及びこれに附帯する施設（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）の総称をいう。
- (33) 「空港航空保安施設」とは、本空港の航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設（空

港用地外に設置されたものを含み、かつ、これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）の総称をいう。

- (34) 「空港航空保安施設運営等事業」とは、要求水準書に定める①空港航空保安施設の維持管理業務、②空港航空保安施設の運営業務、及び③空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出並びにその収受をいう。
- (35) 「空港航空保安施設等」とは、空港航空保安施設及び灯火整備棟並びにこれらに附帯する施設（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）の総称をいう。
- (36) 「空港航空保安施設使用料金」とは、航空法第 54 条第 1 項に定義する空港航空保安施設の使用料金をいう。
- (37) 「空港展望所」とは、本空港に設置された空港展望所（併設する駐車場施設を含む。）をいう。
- (38) 「空港展望所用地」とは、空港展望所の用地として要求水準書に定める県の所有する土地をいう。
- (39) 「空港展望所用地（道路区域）」とは、空港展望所用地のうち、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）上の道路（一般県道鳥取空港賀露線）として、道路管理者が管理する要求水準書に定める道路区域をいう。
- (40) 「空港法」とは、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）をいう。
- (41) 「空港用地」とは、空港用地（県有地）及び空港用地（国有地）を総称して又は個別にいう。
- (42) 「空港用地（県有地）」とは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づき告示された本空港の区域の空港用地のうち、県が所有する土地（但し、当該告示された本空港の区域の空港用地の範囲が変更された場合には、当該変更後の空港用地のうち、県が所有する土地）をいう。
- (43) 「空港用地（国有地）」とは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づき告示された本空港の区域の空港用地のうち、国が所有する土地（但し、当該告示された本空港の区域の空港用地の範囲が変更された場合には、当該変更後の空港用地のうち、国が所有する土地）をいう。
- (44) 「空港用地等」とは、空港用地並びにこれに附帯する県の所有する建物及び工作物（ただし、国際会館を除く。）をいう。
- (45) 「グリーンエネルギー利用促進等支援費」とは、グリーン電力支援費及びブラウン電力支援費を総称して又は個別にいう。
- (46) 「グリーン電力支援費」とは、運営交付金のうち、**別紙 13**においてグリーン電力支援費として規定されるものをいう。
- (47) 「県」とは、鳥取県をいう。
- (48) 「県職員」とは、県の職員をいう。
- (49) 「航空運送事業者」とは、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を経営する者、その親会社及びそれらの子会社をいう。
- (50) 「航空機給油サービス事業」とは、航空機用燃料、自動車用燃料の販売及び給油業務並び

に石油製品等販売業務をいう。

- (51) 「航空灯火 LED 化事業」とは、要求水準書に定める滑走路等の航空灯火を LED 化する事業をいう。
- (52) 「航空法」とは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）をいう。
- (53) 「航空法施行規則」とは、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）をいう。
- (54) 「更新投資（運営権施設）」とは、運営権設定対象施設の維持管理（PFI 法上の「維持管理」と同義であり、本事業においては、本空港の滑走路、誘導路、エプロン等の局部的破壊等の原状回復、航空灯火の部分的補修等、及び滑走路の延長、誘導路の延長、エプロンの増設並びに国際会館の増築及び駐車場施設等の増設等を含む。）にかかる投資（施設の一部廃止を含む。）をいう。
- (55) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。
- (56) 「国際会館」とは、本空港に設置された国際会館（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）をいう。
- (57) 「国庫補助等事業」とは、国庫補助又は国交付金の対象となる運営権設定対象施設及び運営権者無償貸付対象資産（並びに県が運営権者と協議のうえ別途認めた場合には非運営権設定対象施設）に係る更新投資をいい、滑走路等に対する更新投資を含む。ただし、いずれも県が実施主体となる国庫補助又は国交付金の対象事業に限るものとし、運営権者が実施主体となる国庫補助又は国交付金の対象となる事業は含まれない。
- (58) 「事業継続計画」とは、第 60 条の規定によって運営権者が作成し、県の承諾を得た本事業の事業継続のための計画をいう。
- (59) 「事業継続措置」とは、第 51 条第 2 項によって県が必要性を認定した場合に、運営権者による事業継続のために、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (60) 「事業年度」とは、運営権者及び運営権者子会社等に共通の事業年度として定められる、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（本契約締結年度にあつては、契約締結日から次に到来する 3 月 31 日までの期間。）をいう。
- (61) 「重要変更（運営権施設）」とは、運営権設定対象施設についての次の各号のいずれかの 1 つ以上に該当する変更をいう。
 - (i) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ロに定める「着陸帯、誘導路又はエプロンの新設」に該当する変更（ただし、新規投資（運営権施設）又は改修（運営権施設）に該当するものを除く。）
 - (ii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ハに定める「滑走路、着陸帯の長さ、幅又は強度の変更」に該当する変更
 - (iii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ニに定める「誘導路の幅又は強度の変更」に該当する変更
 - (iv) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ホに定める「エプロンの拡張又は強度の変更」及びエプロンの縮小に該当する変更（ここでいう「エプロンの拡張」にはエプロンの増設を含む。）
 - (v) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 1 号に定める「灯質、光度又は光柱の範囲の変更」に該当する変更
 - (vi) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 2 号に定める「灯火の配置及び組合せの

変更」に該当する変更

- (vii) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 3 号に定める「制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る。）」に該当する変更
- (viii) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 4 号に定める「制御装置」の「増設又は電源装置の増設」に該当する変更
- (62) 「除雪支援費」とは、運営交付金のうち、別紙 13において除雪支援費として規定されるものをいう。
- (63) 「除雪車庫」とは、本空港用地内に設置され、本空港の除雪機器を保管するための除雪車庫（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）の総称をいう。
- (64) 「新規投資（運営権施設）」とは、運営権設定対象施設の建設（PFI 法上の「建設」と同義であり、本事業においては、本空港の滑走路の新設並びにそれに伴う着陸帯、誘導路、エプロン、飛行場灯火、制御装置及び電源設備の新設をいう。）をいう。
- (65) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者又はビル施設事業者が本契約又は県の請求によって県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (66) 「制限区域」とは、空港条例第 9 条第 1 項に基づき指定される区域をいう。
- (67) 「整備（非運営権施設）」とは、非運営権施設の「建設」、「改修」及び「維持管理」（いずれも PFI 法上の「建設」、「改修」及び「維持管理」と同義とする。）の総称をいう。
- (68) 「全体計画」とは、第 32 条第 1 項の規定に従って運営権者が県に提出しその承認を得た、本事業全体に関する計画をいう。
- (69) 「SOLWIN」とは、本空港用地内に設置され、離着陸への影響が大きい空港低層の上下風情報を運航中のパイロットに提供するために用いられる低層風情報提供システム（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）をいう。
- (70) 「第 3 駐車場用地（国有地）」とは、要求水準書に定める第 3 駐車場用地のうち、国有地部分をいう。
- (71) 「太陽光発電事業者」とは、「鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画」に基づき、太陽光発電事業用地において発電事業を行う中国電力株式会社をいう。
- (72) 「太陽光発電事業用地」とは、移転元地のうち、県が「鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画」に基づき、太陽光発電事業者が実施する太陽光発電事業の用地として要求水準書に定める土地をいう。
- (73) 「単年度計画」とは、第 34 条の規定に従い作成される、本事業開始日以降、各事業年度の本事業対象施設に関する設備投資計画、これを反映した事業収支計画その他県が指定するものをいう。
- (74) 「着陸料等」とは、空港法第 13 条第 1 項に定義される着陸料等（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和 45 年 3 月 24 日運輸省告示第 76 号）における着陸料、停留料及び保安料）をいう。

- (75) 「中期計画」とは、第 33 条の規定に従い作成される、本事業開始日以降、5 事業年度ごとの本事業対象施設に関する設備投資計画、これを反映した事業収支計画その他県が指定するものをいう。
- (76) 「駐車場施設等」とは、本空港用地内外の本空港の駐車場施設（第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、臨時駐車場及び業務用駐車場を含むが、空港展望所に併設する駐車場施設を除く。）、当該駐車場施設に係る用地（第 1 駐車場用地、第 2 駐車場用地、第 3 駐車場用地、臨時駐車場用地及び業務用駐車場用地を含む。）、構内道路等（接続道路を含む。）、接続道路用地並びにこれらに付帯する施設（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）の総称をいう。なお、各駐車場施設及び当該駐車場施設に係る用地等の詳細は要求水準書に定める。
- (77) 「調整池」とは、本空港用地内に設置された調整池（これらについて本契約に基づき県又は運営権者によって更新投資（運営権施設）が行われたものを含む。）をいう。
- (78) 「提案書類」とは、優先交渉権者が令和 7 年 4 月 24 日付で提出した第一次審査書類及び令和 7 年 9 月 4 日付で提出した第二次審査書類、並びに本事業の実施に係るその他の提案書類一式（第一次審査書類及び第二次審査書類についての確認事項回答文書、その他提案書類一式に関して県が優先交渉権者構成員に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）を含む。）を含む。）をいう。
- (79) 「定額交付金」とは、運営交付金のうち、**別紙 13**において定額交付金として規定されるものをいう。
- (80) 「定額交付金（基本支援）」とは、定額交付金のうち、基本支援にかかるものをいう。
- (81) 「定額交付金（特別支援）」とは、定額交付金のうち、特別支援対象事業にかかるものをいう。
- (82) 「特定法令等変更」とは、①運営権者又はビル施設事業者にのみ適用され、他の者に適用されない法令等の変更、②民活空港運営法に基づく公共施設等運営権の主体にのみ適用され、その他の者に適用されない法令等の変更、又は③本空港にのみ適用され日本における他の空港には適用されない法令等の変更のうちいずれかであって、運営権者に不当な影響を及ぼす法令等の変更をいう。
- (83) 「特別支援対象事業」とは、空港特定運営事業の実施に資するものとして、運営権者が定額交付金（特別支援）の対象事業として提案した国庫補助等事業又は予定価格 7,000 万円（消費税の額及び地方消費税の額を含む金額とする。）以上の不動産又は動産の買入りを総称して又は個別にいう。なお、いずれも運営権者が提案書類において提案したものを含むが、これに限られない。
- (84) 「空港条例」とは、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年鳥取県条例第 24 号）をいう。
- (85) 「空港条例等」とは、空港条例、鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和 42 年鳥取県規則第 37 号）及びその他の本空港の運営に関連する条例として募集要項に記載された条例をいう。
- (86) 「任意事業」とは、本契約及び関連法令等を遵守し、空港特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲の業務の総称をいう。

- (87) 「半期」とは、各暦年の４月１日から９月３０日まで、１０月１日から３月３１日までの各期間（本事業期間の当初にあっては、本事業開始日から直後に到来する９月３０日、３月３１日のいずれかの日までの期間。）をいう。
- (88) 「非運営権施設」とは、運営権設定対象施設以外の、①ビル施設、②第３駐車場用地（国有地）、③空港用地（国有地）、④イメージアップ象形物周辺用地（民有地）、⑤移転元地、⑥空港展望所用地（道路区域）及び⑦その他の運営権者又はビル施設事業者が所有する施設をいう。
- (89) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (90) 「ビル施設」とは、本空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設（国際会館を除く。）、航空貨物取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等のビル施設事業者が所有する要求水準書に記載される施設の総称をいい、これらと同種の施設であって本契約に基づき整備（非運営権施設）が行われたものを含む。
- (91) 「ビル施設等事業」とは、要求水準書に定める国内線ターミナルビル施設事業、貨物ビル施設事業、航空機給油サービス事業、グラウンドハンドリング事業、移転元地の維持管理業務並びに任意事業の総称をいう。
- (92) 「ビル施設事業者」とは、鳥取空港ビル株式会社をいう。
- (93) 「ビル施設事業者株式」とは、ビル施設事業者の発行済株式をいう。
- (94) 「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」とは、県が県以外の各ビル施設事業者株主との間で締結した、ビル施設事業者株式にかかる株式譲渡予約契約を個別に又は総称していう。
- (95) 「ビル施設事業者株主」とは、ビル施設事業者の株主をいう。
- (96) 「風営法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）をいう。
- (97) 「風俗営業」とは、風営法第 2 条第 1 項各号及び同条第 5 項に定めるいずれかに該当する営業をいう。
- (98) 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、次の 1 つ以上に該当する事象（あらかじめ県と運営権者の間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、県及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、県又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (i) 異常気象（暴風、落雷、豪雨、強風、ハリケーン、台風、サイクロン、異常熱波又は異常寒波であって、これらが本空港又は周辺において通常また定期的に発生するものよりも過酷であるものをいう。）
 - (ii) 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避かつ予見不能な自然災害であって、本空港に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）
 - (iii) 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、騒乱、テロ行為又は戦争行為をいう。これらの場合における国又は県による本空港使用を含む。）
 - (iv) 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）

- (v) 原子力災害（本空港が立地している地域について、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項及び原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策本部長の避難又は一時移転の指示が出た場合をいう。）
- (99) 「不可抗力滅失」とは、本空港について、不可抗力によって空港基本施設等及び空港航空保安施設に生じた物理的な損害によって、空港の機能を回復させるために必要となる施設すべてを復旧させるための費用がこれら施設を新たに建設するよりも高額となることが明らかである場合等、空港の機能を一定期間内に回復させることが経済的に不合理かつ物理的に不可能又は著しく困難な場合をいう。
- (100) 「物品使用貸借契約」とは、県と運営権者の間で運営権者無償貸付対象資産の使用貸借に関して締結される別紙 4-4の様式による契約をいう。
- (101) 「物品譲渡契約」とは、県と運営権者の間で運営権者譲渡対象資産の無償譲渡に関して締結される別紙 4-3の様式による契約をいう。
- (102) 「ブラウン電力支援費」とは、運営交付金のうち、別紙 13においてブラウン電力支援費として規定されるものをいう。
- (103) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が構成する団体で、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (104) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、次のいずれかの 1 つ以上に該当する者をいう。
- (i) 暴力団員等
- (a) 暴力団
- (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ）
- (c) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ）
- (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう）
- (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
- (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
- (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)から(g)までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう）

- (i) その他上記(a)から(h)までに準ずる者
- (ii) その他の関係者
 - (a) (i)(a)から(i)までに該当する者（以下「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (105) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等（国際民間航空機関（ICAO）の規準を含むがこれに限られない。）をいう。
- (106) 「募集要項」とは、県が令和7年2月3日付で公表した、第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等募集要項をいう。
- (107) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答その他これらに関して県が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (108) 「本完全無議決権株式」とは、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない株式をいう。
- (109) 「本議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (110) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (111) 「本空港」とは、空港法第5条第1項、空港法施行令（昭和31年7月10日政令第232号）第1条第3項において特定された鳥取空港をいう。
- (112) 「本事業」とは、地方管理空港特定運営事業等として、本契約に基づき本空港において要求水準書に従って実施される事業として第2条第1項に定める各事業及び業務の総称をいう。
- (113) 「本事業開始日」とは、第24条に定める開始条件が充足され、運営権者による本事業が開始された日をいう。
- (114) 「本事業開始予定日」とは、県がPFI法第21条第1項に基づき指定する空港特定運営事業の開始予定日である令和9年4月1日又は本契約の規定に従って延期された日をいう。
- (115) 「本事業期間」とは、本事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。
- (116) 「本事業終了日」とは、第68条の規定によって決定される（同条第1項各号の規定によって延長された場合は当該延長後の）本事業期間の終了日をいう。
- (117) 「本事業対象施設」とは、運営権設定対象施設及び非運営権施設をいう。
- (118) 「民活空港運営法」とは、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平

成 25 年法律第 67 号) をいう。

- (119) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (120) 「優先交渉権者」とは、県が第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等を行う者を選ぶために実施する手続で選定された JPiX・OC コンソーシアムをいう。
- (121) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である株式会社日本共創プラットフォーム及び株式会社オリエンタルコンサルタンツをいう。
- (122) 「要求水準」とは、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準をいう。
- (123) 「要求水準書」とは、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (124) 「利用料金」とは、第 47 条に記載の本空港の各種利用料金をいう。
- (125) 「旅客取扱施設利用料」とは、空港法第 16 条第 1 項に定める旅客取扱施設利用料をいう。
- (126) 「国内線ターミナルビル施設事業」とは、要求水準書に定める国内線ターミナルビル施設事業をいう。
- (127) （意図的に削除）
- (128) 「RESA 対策事業」とは、要求水準書に定める滑走路西側の着陸帯を拡張し、滑走路端安全区域（Runway End Safety Area）として整備する事業をいう。

(第6条関連)

別紙2 県が維持する許認可等

相手方	種類	場所	対象	目的
総務省 中国総合通信局	無線局免許 (陸上移動局)	鳥取市湖山町西	業務用無線機 一式	管制機関等の交信のため
鳥取県 鳥取県土整備事務所 長	道路占用許可	鳥取市賀露町字西 浜 1757 番 1302, 1303, 1304	鳥取空港展望所駐 車場 (A=84.9 ㎡)、防護柵 (L=15m)、案内 看板 (N= 1 基)	鳥取空港展望所設置のため

(第 10 条関係)

別紙 3 誓約書の様式

誓約書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

(運営権者)

住所 鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5

氏名 株式会社鳥取エアポート

(代表者)

(ビル施設事業者)

住所 鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5

氏名 鳥取空港ビル株式会社

(代表者)

株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」といいます。）、鳥取空港ビル株式会社（以下「ビル施設事業者」といい、運営権者とあわせて「当社ら」といいます。）は、本日付けをもって、連帯して、県に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、県及び運営権者の間で締結された第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」といいます。）に定めるとおりとします。

記

1. ビル施設事業者は、実施契約においてビル施設事業者が実施すべきとされている事項について、これらを自ら履行すること。
2. ビル施設事業者は、実施契約において運営権者の義務とされている義務の履行について、運営権者と連帯してその責任を負担（法令等の上で運営権者のみが履行可能な義務について、ビル施設事業者がこれを自ら履行することを含まない。）すること。
3. 運営権者は、前二号の規定によっても、実施契約において自らの義務とされている義務が減免されないことを認めること。

4. 本誓約書に関する事項につき、裁判所によって開示が命ぜられた場合、当社らが本事業に関する資金調達に必要な範囲で金融機関等に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社らの従業員等（役員を含む。）若しくは当社らの弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社らと同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、県の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
5. 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は鳥取地方裁判所とすること。

(第 15 条関係)

別紙 4-1 空港特定運営事業の承継等の対象・方法

1. 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。

2. 運営権者承継対象契約

別紙 4-2 に示す文書について、同別紙の取扱方針記載の内容に従って承継するものとする（当該別紙は、実施契約締結日現在の文書を示したものであり、県は、本事業開始日までに文書の新規締結、終了又は内容変更に基づく当該別紙の更新を行うものとする。県は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要となる範囲でのみ文書の新規締結、終了又は内容変更を行うものとし、当該文書の新規締結、終了又は内容変更を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該文書の新規締結、終了又は内容変更の結果、当該別紙が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。）。また、運営権者は、運営権設定対象施設において関係機関が使用する箇所のうち、県が指定するものについて本事業開始日以降、本事業開始日以前と同等の条件で関係機関に使用させる義務を負う。

3. 運営権者無償貸付対象資産及び運営権者譲渡対象資産の承継

運営権者は、運営権者無償貸付対象資産について、実施契約及び物品使用貸借契約の定めるところによって、本事業開始日に県から無償貸付を受ける。また、運営権者譲渡対象資産については、実施契約及び物品譲渡契約の定めるところによって、本事業開始日に運営権者が県から譲与（無償譲渡）を受けることによって取得、所有する。

(第15条関係)

別紙 4-2 運営権者承継対象契約整理表

相手方	契約等の名称	取扱方針
鳥取県 危機管理部 危機管理政策課	鳥取空港旧灯火整備棟の一部を備蓄倉庫として使用することについての覚書	運営権者は、各契約等について次のいずれかの対応を行うものとする。 ①事業開始日に、現行の左記の契約等を鳥取空港ビル株式会社から承継する。 ②事業開始日までに、鳥取空港ビル株式会社が相手方と締結している左記の契約等と同等の条件で、相手方と新たに契約等を締結する。
鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課	災害時の医療作業車等の管理及び運用に関する覚書	
鳥取県 危機管理部 消防防災航空センター	鳥取空港運用時間外における消防防災ヘリコプターの緊急運航に伴う空港施設の利用取り扱いに関する覚書	
一般社団法人 鳥取県東部医師会	鳥取空港医療救護活動に関する協定書	
支出負担行為担当官 大阪管区気象台長	電気使用料金の負担に関する協定書	
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所、気象庁 大阪管区気象台 関西航空地方気象台、国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 システム運用管理センター	鳥取空港における基地局及び陸上移動局の取扱いに関する申合せ	
関西航空地方気象台	関西航空地方気象台と鳥取空港ビル株式会社空港管理部との航空気象情報等の相互交換に関する申し合わせ	
大阪管区気象台、大阪航空局 大阪空港事務所	鳥取空港庁舎立入りに係る連絡等に関する申し合わせ	
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 管制保安部	鳥取空港における航空保安業務等に関する協定	
大阪航空局 大阪空港事務所 先任施設運用管理官（広域施設担当）、大阪航空局 大阪空港事務所 先任航空灯火・電気技術官	鳥取空港制限区域立入りに係る確認書	
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所	鳥取空港のILS制限区域の設定及び管理に関する協定書	

相手方	契約等の名称	取扱方針
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 システム運用管理センター 先任航空管制技術官（近畿中四国担当）	鳥取空港無線関係施設の保守等に関する申し合わせ	
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 システム運用管理センター 先任航空管制技術官	鳥取GS空中線装置への放水に関する申し合わせ	運営権者は、各契約等について次のいずれかの対応を行うものとする。 ①事業開始日に、現行の左記の契約等を鳥取空港ビル株式会社から承継する。 ②事業開始日までに、鳥取空港ビル株式会社が相手方と締結している左記の契約等と同等の条件で、相手方と新たに契約等を締結する。
大阪航空局	国有財産使用許可書（監視カメラ設置）	
福島空港事務所、能登空港管理事務所、静岡空港管理事務所、但馬空港ターミナル株式会社、関西エアポート神戸株式会社、岡南飛行場管理事務所、岡山空港管理事務所、山口宇部空港事務所、佐賀空港事務所、天草空港管理事務所	地方管理空港等における補用品協定書	
一般社団法人 鳥取県東部建設業協会	災害時における応急対策業務等に関する協定書	
鳥取県 東部広域行政管理組合	鳥取空港消火救護活動に関する協定書	

(第 15 条関係)

別紙 4-3 物品譲渡契約書 (案)

譲渡人鳥取県（以下「県」という。）と譲受人株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」という。）とは、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たり、第 2 条に定める第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等に係る運営権者譲渡対象資産を「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」第 6 条第 1 号に基づいて譲与（無償譲渡）するため、令和 8 年 7 月 30 日付け第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）第 15 条第 1 項に基づき、ここに第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等物品譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

- 第 1 条 実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定める場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。
- 2 実施契約と本契約との間に齟齬がある場合は、実施契約が本契約に優先して適用される。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

(譲与物件)

- 第 2 条 県は、運営権者に対し、別紙に定める運営権者譲渡対象資産を、譲与（無償譲渡）する。

(所有権の移転)

- 第 3 条 運営権者譲渡対象資産の所有権は、実施契約に定める本事業開始日をもって、県から運営権者に移転する。

(運営権者譲渡対象資産の引渡し及び引取り等)

- 第 4 条 県は、前条に定める所有権移転の日に運営権者譲渡対象資産を県から運営権者に引き渡すものとし、運営権者はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。
- 2 運営権者譲渡対象資産の引渡し場所は、空港用地内とする。ただし、引渡し時において、空港用地内に存しない関連物品については、引渡し時に当該物品の存する場所とする。
- 3 県は、運営権者譲渡対象資産の引渡しに当たり、適正な履行を確認するため自らの職員を立ち合わせるものとする。
- 4 運営権者は前項の引渡しを受けたときは、受領書を県に提出するものとする。

(契約不適合)

- 第 5 条 運営権者譲渡対象資産の引渡しは現状有姿で行うものとし、県は、運営権者譲渡対象資産について契約不適合責任を一切負担しない。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 運営権者は、本契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。ただし、実施契約において認められる場合及びあらかじめ県の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第 7 条 県は、実施契約が解除その他の理由で本事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。本事業開始日以降は、実施契約が解除された場合を除き、いかなる理由によっても本契約を解除することはできないものとし、その場合の運営権者譲渡対象資産の取扱いは実施契約の定めに従うものとする。

(解除時の費用等)

第 8 条 県は、解除権を行使したときは、運営権者の負担した本契約の費用は返還しない。

2 県は、解除権を行使したときは、運営権者が運営権者譲渡対象資産に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第 9 条 運営権者は、本契約に定める義務を履行しないことによって県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由によって第 7 条の定めに基づき本契約が解除されたときは、県の受けた損害を賠償しなければならない。

(契約等の費用)

第 10 条 本契約の締結に要する費用は、運営権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第 11 条 本契約に関する情報の守秘及び第三者への開示については、実施契約に定めるところに従う。

(合意管轄)

第 12 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実等の義務)

第 13 条 県及び運営権者は、信義に従い誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義についての協議)

第 14 条 本契約について各条項及び条件の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、県及び運営権者が協議のうえこれを定めるものと

する。

上記の契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(譲渡人) 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事

(譲受人) 鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5
株式会社鳥取エアポート
代表者

別紙 運営権者譲渡対象資産

運営権者譲渡対象資産は、関連資料集の無償譲渡対象資産リストに記載のものとする。

(第 15 条関係)

別紙 4-4 物品使用貸借契約書 (案)

貸付人鳥取県（以下「県」という。）と借受人株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」という。）とは、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たり、第 2 条に定める本件資産を無償で使用することを許諾するため、令和 8 年 7 月 30 日付けで締結した第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）第 15 条第 1 項に基づき、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 593 条に基づく使用貸借契約として、ここに第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等物品使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

- 第 1 条 実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定める場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。
- 2 実施契約と本契約との間に齟齬がある場合は、実施契約が本契約に優先して適用される。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

(運営権者無償貸付対象資産)

- 第 2 条 県は、本契約に従い、運営権者に対し、別紙の運営権者無償貸付対象資産（以下「本件資産」という。）を無償で使用することを許諾する。

(使用目的)

- 第 3 条 運営権者は、本件資産を本事業の実施以外の用途に使用してはならない。

(貸付期間)

- 第 4 条 貸付期間は、本事業開始日から 1 年間とする。ただし、この期間満了の日の 3 か月前までに県及び運営権者のいずれからも相手方に対して文書によって異議の申出がないときには、実施契約が終了又は解除していない限りにおいて、この契約は同条件で更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。
- 2 運営権者が、第 9 条に基づき本件資産を処分したときは、当該本件資産については処分時をもって本契約の対象から除外されるものとする。

(運営権者無償貸付対象資産の引渡し)

- 第 5 条 県は、運営権者に対し、前条に定める貸付期間の初日に、同日時点において県が所有している本件資産を現状有姿で引き渡す。

(契約不適合に関する責任)

- 第 6 条 県は、実施契約に定める場合を除き、本件資産の契約不適合について責任を一切負担しない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 運営権者は、本件資産の使用権その他の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は抵当権、質権その他の担保権を設定してはならない。ただし、実施契約において認められる場合及びあらかじめ県の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(本件資産の維持、点検、更新、修繕の負担)

第8条 運営権者が支出した必要費及び有益費等を含む本件資産の維持、点検、更新、修繕に要する費用（車両の車検費用を含む。）は、全て運営権者の負担とする。ただし、実施契約において認められる場合及びあらかじめ県の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(本件資産の更新等)

第9条 運営権者は、本件資産について更新若しくは修繕又は処分を行おうとするときは、実施契約に定めるところに従うものとする。

(善管注意義務及び調査協力義務)

第10条 運営権者は、本件資産を善良な管理者の注意をもって維持管理（本件資産の使用に伴う第三者との紛争等への対応を含む。）しなければならない。

- 2 運営権者は、年1回以上本件資産の状況について実地検査を行い、県に対して報告を行わなければならない。実地検査の回数及び実施時期については、県及び運営権者が協議のうえ、県が決定する。
- 3 前項のほか、県は、本件資産について随時実地に調査し、又は運営権者に所要の報告を求めることができる。この場合において、運営権者はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。
- 4 運営権者は、第1項の注意義務を果たさないことに起因して本件資産が毀損したときは、運営権者の責任においてこれを賠償しなければならない。
- 5 運営権者は、本件資産の使用によって、他の県有財産又は第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、運営権者の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、運営権者の責任においてこれを賠償しなければならない。
- 6 前二項の場合において、県が運営権者に代わって当該賠償の責任を果たしたときは、県は運営権者に求償することができる。

(契約の解除)

第11条 県は、実施契約が解除その他の理由で本事業終了日前に終了した場合、本契約を解除することができる。

(本契約終了時の処理)

第12条 貸付期間の終了又は前条に基づき本契約が終了した場合の処理は、実施契約の定めるところによるものとする。

(有益費等の放棄)

第 13 条 運営権者は、本契約が終了した場合において貸付物件を返還するときは、運営権者が支出した必要費及び有益費等については、実施契約に定めるものを除き、県に対しその償還等の請求をすることができない。

(損害賠償)

第 14 条 運営権者は、本契約に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由によって第 11 条の定めに基づき本契約が解除されたときは、県の受けた損害を賠償しなければならない。

(契約等の費用)

第 15 条 本契約の締結に要する費用は、運営権者の負担とする。

(運営権者無償貸付対象資産の譲渡の禁止)

第 16 条 県は、運営権者の事前の書面による承諾なくして、本件資産を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第 17 条 本契約に関する情報の守秘及び第三者への開示については、実施契約に定めるところに従う。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実等の義務)

第 19 条 県及び運営権者は、信義に従い誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義についての協議)

第 20 条 本契約について各条項及び条件の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、県及び運営権者が協議のうえこれを定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(貸付人) 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事

(借受人) 鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5
株式会社鳥取エアポート
代表者

別紙 本件資産

本契約締結日時点で貸付対象となる本件資産は、関連資料集の無償貸付対象資産リストに記載のものとする。ただし、本契約締結日時点後、引渡しまでの間に変更があった場合は、引渡し時点に存在し、県が指定した動産が本件資産となる。

なお、貸付期間中に運営権者が実施契約に従い県の承認を得て本件資産を処分した場合、当該処分の時点で対象となる本件資産は本契約の対象から除外されるものとする。

(第 18 条関係)

別紙 5-1 県が維持する協定等

相手方	契約文書名	締結日
国土交通省 大阪航空局	国有財産有償貸付契約書（鳥取空港ボルデメ用地（駐車場）） （土地：雑種地 1,394.83 m ² 鳥取市湖山町西四丁目 110 番 8）	令和 3 年 8 月 19 日
国土交通省 大阪航空局	国有財産有償貸付契約書（鳥取空港敷地） （土地：雑種地 685.30 m ² 鳥取市湖山町西四丁目 150）	令和 6 年 3 月 25 日
中国財務局 鳥取財務事務所	国有財産無償貸付契約書（鳥取空港敷地） （土地：鳥取市湖山町西四丁目 150 番 26,736.54 m ² ）	令和 3 年 3 月 11 日
中国財務局 鳥取財務事務所	国有財産有償貸付契約書（給油施設部分） （土地：鳥取市湖山町西四丁目 150 番 490.91 m ² ）	令和 3 年 3 月 11 日
三津自治会	土地有償貸付契約書（障害灯敷地） （土地：鳥取市三津字石原平 987 番地のうち障害等敷地 24.62 m ² ）	令和 8 年 4 月 1 日
宗教法人上小路神社	土地有償貸付契約書（障害灯敷地） （土地：鳥取市賀露町字中小路 1714 番地の 1 のうち、 障害灯敷地 21.16 m ² 並びに電柱 1 本、埋設ケーブル 62.5m 及び標柱 4 本に係る土地）	平成元年 11 月 1 日
賀露町自治会	土地使用貸借契約書（象形物の設置） （土地：鳥取市賀露町字西浜 1757 番地 734 の一部ほか 約 46,000 m ² ）	平成 2 年 2 月 1 日
賀露町自治会、鳥取市	協定書（鳥取市賀露町における鳥取空港周辺対策）	令和 3 年 4 月 1 日
湖山町自治会、鳥取市	協定書（鳥取市湖山町における鳥取空港周辺対策）	昭和 59 年 6 月 4 日
末恒地区区長会、鳥取市	協定書（鳥取市末恒地区における鳥取空港周辺対策）	昭和 59 年 3 月 17 日
千代水地区自治会、 鳥取市	協定書（鳥取市千代水地区における鳥取空港周辺対策）	昭和 59 年 3 月 17 日
浜坂地区自治会連合会、 鳥取市	協定書（鳥取市浜坂地区における鳥取空港周辺対策）	昭和 59 年 3 月 17 日
株式会社ソニック	鳥取空港における低層風情報提供システムの今後の取扱いに関する覚書	令和元年 7 月 25 日

(第 18 条関係)

別紙 5-2 協定書

別紙 4-2 に記載の契約等のうち、取扱方針に記載の②の方法を採用するものが対象となる。

(第 20 条関係)

別紙 6-1 行政財産等使用貸借契約書（運営権設定対象施設等）（案）

貸付人鳥取県（以下「県」という。）と借受人株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」という。）とは、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たり、令和 8 年 7 月 30 日付けで締結した第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）で定める運営権設定対象施設等（以下「貸付物件」という。）を無償で使用することを許諾するため、実施契約第 20 条第 1 項に基づき、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 593 条に基づく使用貸借契約として、ここに行政財産等使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

- 第 1 条 実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定める場合を除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。
- 2 実施契約と本契約との間に齟齬がある場合は、実施契約が本契約に優先して適用される。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

(貸付物件)

- 第 2 条 県は、PFI 法第 71 条第 2 項に基づき、運営権者に対し、貸付物件を無償で使用することを許諾する。
- 2 貸付物件のうち土地について、本契約締結後、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づく告示の変更に伴い、本空港の区域が変更されたときは、当該変更後の区域をもって、貸付物件が変更されたものとみなす。

(使用目的)

- 第 3 条 運営権者は、実施契約に基づき、貸付物件を本事業の実施以外の用途に使用してはならない。

(貸付期間)

- 第 4 条 貸付期間は、実施契約に定める本事業開始日から本事業終了日までとする。

(貸付物件の引渡し)

- 第 5 条 県は、運営権者に対し、前条に定める貸付期間の初日に、同日時点における貸付物件を引き渡すものとし、その日より後に実施契約の定めに従い貸付物件が変更された場合には、当該変更があったことをもって運営権者への引渡しがあったものとみなす。

(契約不適合)

- 第 6 条 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について契約不適合責任を一切負担しない。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 運営権者は、貸付物件の使用権その他の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。ただし、実施契約において認められる場合及びあらかじめ県の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

（貸付物件の変更）

第8条 運営権者は、貸付物件について現状を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、実施契約に定めるところに従い、県の承認を得なければならない。

（善管注意義務及び調査協力義務）

第9条 運営権者は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理（貸付物件の使用に伴う第三者との紛争等への対応を含む）に努めなければならない。

2 県は、貸付物件について随時実地に調査し、又は運営権者に所要の報告を求めることができ、この場合において、運営権者はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

3 運営権者は、第1項の注意義務を果たさないことに起因して貸付物件が毀損したときは、運営権者の責任においてこれを賠償しなければならない。

4 運営権者は、貸付物件の使用によって、他の県有財産又は第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、運営権者の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、運営権者の責任においてこれを賠償しなければならない。

5 前二項の場合において、県が運営権者に代わって当該賠償の責任を果たしたときは、県は運営権者に求償することができる。

（契約の解除）

第10条 県は、実施契約が解除その他の理由で本事業終了日前に終了した場合に限り、本契約を解除することができる。

2 前項の定めにかかわらず、県は、第4条に定める貸付期間中に、県において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除又は変更することができるものとする。

（本契約終了時の処理）

第11条 貸付期間の終了又は前条に基づき本契約が終了した場合の貸付物件上の施設の取扱いその他の処理については、実施契約の定めるところによるものとする。

（有益費等の放棄）

第12条 運営権者は、本契約が終了した場合において貸付物件を返還するときは、運営権者が支出した必要費及び有益費等については、実施契約に定めるものを除き、県に対しその償還等の請求をすることができない。

(損害賠償)

第 13 条 運営権者は、本契約に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由によって第 10 条第 1 項の定めに基づき本契約が解除されたときは、県の受けた損害を賠償しなければならない。

3 運営権者は、第 10 条第 2 項の定めに基づき本契約が解除又は変更された場合において損失が生じたときは、県に対し、その補償を請求することができる。

(契約の費用)

第 14 条 本契約の締結に要する費用は、運営権者の負担とする。

(貸付物件の譲渡の禁止)

第 15 条 県は、運営権者の事前の書面による承諾なくして、貸付物件を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第 16 条 本契約に関する情報の守秘及び第三者への開示については、実施契約に定めるところに従う。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実等の義務)

第 18 条 県及び運営権者は、信義に従い誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義についての協議)

第 19 条 本契約について各条項及び条件の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、県及び運営権者が協議のうえこれを定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(貸付人) 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事

(借受人) 鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5
株式会社鳥取エアポート
代表者

(第 21 条関係)

別紙 6-2 行政財産等使用貸借契約書（太陽光発電事業用地）（案）

貸付人鳥取県（以下「県」という。）と借受人株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」という。）は、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たって、令和 8 年 7 月 30 日付けで締結した第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）で定める太陽光発電事業用地（別表に定める土地をいい、以下「貸付物件」という。）を無償で使用することを許諾するため、実施契約第 21 条第 1 項に基づき、ここに行政財産等使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

第 1 条 実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、本契約においても同じ意味を有するものとする。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

(貸付物件)

第 2 条 県は、PFI 法第 71 条第 2 項及び本契約に従い、運営権者に対し、別表の貸付物件を無償で使用することを許諾する。

(使用目的)

第 3 条 運営権者は、実施契約に基づき、貸付物件を太陽光発電事業の実施以外の用途に使用してはならない。

(貸付期間)

第 4 条 貸付期間は、実施契約に定める本事業開始日から本事業終了日までとする。

(貸付物件の引渡)

第 5 条 県は、運営権者に対し、前条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を引き渡すものとする。

(契約不適合)

第 6 条 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について契約不適合責任を一切負担しない。

(権利譲渡等の禁止)

第 7 条 運営権者は、貸付物件の使用権その他の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は抵当権、質権その他の担保物権を設定することはできない。ただし、実施契約において認められる場合及びあらかじめ県の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(貸付物件の変更)

第8条 運営権者は、貸付物件について現状を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、実施契約に定めるところに従って、必要な県の承認等を得なければならない。

(物件保全義務及び調査協力義務)

第9条 運営権者は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 県は、随時、貸付物件について、その使用状況を実地に調査することができ、この場合、運営権者はかかる調査に協力しなければならないものとする。
- 3 運営権者は、第1項の注意義務を果たさないことに起因して貸付物件が毀損し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとする。
- 4 前項の場合において、県が運営権者に代わって当該賠償の責任を果たした場合には、運営権者に求償することができるものとする。

(本契約の解除)

第10条 県は、実施契約が解除その他の理由で本事業終了日前に終了した場合に限り、本契約を解除することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、県は、第4条に定める貸付期間中に、県において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除又は変更することができるものとする。

(本契約終了時の処理)

第11条 前条に基づき本契約が終了した場合の貸付物件上の施設の取扱いその他の処理については、実施契約の規定に従う。

(有益費等の放棄)

第12条 運営権者は、本契約が終了した場合において貸付物件を返還するときは、運営権者が支出した必要費及び有益費等については、実施契約に定めるものを除き、県に対しその償還等の請求をすることができない。

(損害賠償)

第13条 運営権者は、本契約に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 運営権者は、運営権者に帰すべき事由によって、第10条第1項の規定に基づき本契約が解除されたときは、県の受けた損害を賠償しなければならない。
- 3 運営権者は、第10条第2項の規定に基づき本契約が解除された場合において損失が生じたときは、県に対し、その補償を請求することができる。

(契約の費用)

第 14 条 本契約の締結に関して必要な費用は、運営権者の負担とする。

(貸付物件の譲渡の禁止)

第 15 条 県は、運営権者の事前の書面による承諾なくして、貸付物件を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第 16 条 本契約に関する情報の守秘及び第三者への開示については、実施契約に定めるところに従う。

(裁判管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実等の義務)

第 18 条 県及び運営権者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義についての協議)

第 19 条 本契約について各条項及び条件の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、県及び運営権者が協議のうえこれを定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(貸付人) 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事

(借受人) 鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5
株式会社鳥取エアポート
代表者

（県有財産無償貸付契約書（太陽光発電事業用地））別表 貸付物件

対象物件	内 容
鳥取市湖山町西 3 丁目 315、317、319、 320、322、323、324 の一部、325、326、 327、328、329、330 の一部、331、332、 333、334、335、336、337 の一部、338 の 一部、339 の一部、340 の一部、341 の一 部、342、343、344、345、346、347、 348、349、350、351、352、353、354、 355、356 土地	太陽光発電事業用地 土地 約 4,380 m ²

※上記の表は、実施契約締結日現在の県有財産無償貸付契約書（太陽光発電事業用地）の対象となることを想定する貸付物件を示したものであり、県は、必要に応じて本事業開始日までに上記の表の更新を行うことがある。県は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要となる範囲でのみ現状の貸付物件の変更を行うものとし、当該貸付物件の変更を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、現状の貸付物件の変更の結果、上記の表が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。

(第 20 条関係)

別紙 7-1 転使用貸借対象用地（県使用部分）

相手方	用途	対象範囲	義務の内容	
			契約方法・期間	貸付金額
鳥取県消防防災 航空センター	消防防災ヘリ格納庫・防災航空室事務所等用地	鳥取市湖山町北 4 丁目 344-2 土地面積：1,728.92 m ²	・ 使用貸借契約 ・ 事業終了日まで	無償
鳥取県消防防災 航空センター	消防防災ヘリ格納庫・防災航空室事務所等用地 （ゴミ箱設置場所の追加）	鳥取市湖山町北 4 丁目 344-2 土地面積：1.17 m ²		
鳥取県警察本部 会計課	鳥取県警察航空隊庁舎及び格納庫	鳥取市湖山町北 4 丁目 344-2 土地面積：4,946.54 m ²		
鳥取県輝く鳥取創 造本部 中山間・ 地域振興局 交通 政策課	（意図的に削除）	（意図的に削除）		
	ツインポート化を促す看板	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5 土地面積：3.31 m ²		

(第 20 条関係)

別紙 7-2 転使用貸借契約書 (案)

貸付人株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」という。）と借受人鳥取県（以下「県」という。）は、別紙の貸付物件を無償で使用することを許諾するため、令和 8 年 7 月 30 日付第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 20 条第 3 項に基づき、ここに民法第 593 条の規定に定める使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

- 第 1 条 実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、本契約においても同じ意味を有するものとする。
- 2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

(貸付物件)

- 第 2 条 運営権者は、県に対し、別紙の貸付物件を無償で使用することを許諾する。

(用途)

- 第 3 条 県は、貸付物件を別紙に記載した用途以外の用途に使用してはならない。

(貸付期間)

- 第 4 条 貸付期間は、本事業開始日（令和 9 年 4 月 1 日を予定している。）から本事業終了日までとする。

(貸付物件の引渡し)

- 第 5 条 運営権者は、県に対し、第 4 条に定める貸付期間の初日に、県から空港用地等の貸付を受けたのと同時に、貸付物件を県に引き渡すものとする。

(契約不適合)

- 第 6 条 運営権者は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について契約不適合責任を一切負担しない。

(権利譲渡等の禁止)

- 第 7 条 県は、貸付物件の使用権その他の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は抵当権、質権その他の担保物権を設定することはできない。ただし、あらかじめ運営権者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(貸付物件の変更)

第 8 条 県は、貸付物件について現状を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、運営権者の承認等を得なければならない。

(物件保全義務)

第 9 条 県は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(本契約の解除)

第 10 条 運営権者は、実施契約が解除その他の理由で本事業終了日前に終了した場合に限り、本契約を解除することができる。

(本契約終了時の処理)

第 11 条 前条に基づき本契約が終了した場合、県は、貸付物件を現状有姿で運営権者に返還する。

(損害賠償等)

第 12 条 県は、本契約に定める義務を履行しないため運営権者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第 13 条 県は、本契約が終了した場合において貸付物件を返還するときは、県が支出した必要費及び有益費等については、運営権者に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 14 条 本契約の締結に要する費用は、運営権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第 15 条 本契約に関する情報の守秘及び第三者への開示については、実施契約に定めるところに従う。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実等の義務)

第 17 条 県及び運営権者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義についての協議)

第 18 条 本契約について各条項及び条件の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に規定のない事項については、県及び運営権者が協議のうえこれを定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人：鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5
株式会社鳥取エアポート
代表者

借受人：鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事

(転使用貸借契約書) 別紙 貸付物件

[別紙 7-1 の各物件をここに記載する。]

(第 27 条関係)

別紙 8-1 転貸義務を生じる相手方（県以外）とその内容（空港用地等）

相手方	用途	対象範囲	義務の内容※	
			契約方法・期間	貸付金額
鳥取市水道事業管理者	国際会館上水道給水管敷設用地	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5 地先 土地面積：0.072 m ²	・ 使用貸借契約 ・ 事業終了日まで	無償
	上水道供給のための配水管敷設用地	鳥取市湖山町西 4 丁目地内 土地面積：25.725 m ²		
	県警航空隊事務所上水道給水管敷設用地	鳥取市湖山町西 4 丁目 150 土地面積：0.0567 m ²		
	鳥取県消防防災ヘリコプター事務所上水道給水管敷設用地	鳥取市湖山町北 4 丁目 344 土地面積：0.0748 m ²		
	上水道給水管布設	鳥取市湖山町西 4 丁目 152-2 地先 土地面積：0.0672 m ²		
鳥取市下水道等事業管理者	公共下水道取付管布設	鳥取市湖山町西 4 丁目 152-2 地先 土地面積：0.80 m ²	・ 賃貸借契約 ・ 事業終了日まで	現行水準
中国電力株式会社	太陽光発電設備電力供給ケーブル用地	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5 地先 土地面積：325.47 m ²		
ANA ホールディングス株式会社	給油施設及び水道管理設用地（永瀬石油）	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5（鳥取空港内） 土地面積：2,112.19 m ²		
大阪管区气象台	航空気象業務用地他	鳥取市賀露町字西濱 1757-739 他 土地面積：390.08 m ²	・ 賃貸借契約 ・ 事業終了日まで	現行水準
国土交通省大阪航空局	庁舎用地及び ILS 施設用地	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5、賀露町字中濱 2888-4、賀露町字西濱 1757-1195 土地面積：2,580.04 m ²		

相手方	用途	対象範囲	義務の内容※	
			契約方法・期間	貸付金額
鳥取空港太陽光発電設備設置事業実施者（鳥取県営電気事業の管理者の権限を行う鳥取県知事）	太陽光発電設備	鳥取市湖山町西 3 丁目 431、432、433、434、436、437、442、443、464-2、467-2、西 4 丁目 110-3、110-5、351-1、352-1、356、357、363 土地面積：30,468 m ²	・ 賃貸借契約 ・ 事業終了日まで	現行水準
西日本電信電話株式会社鳥取支店	電気通信施設用地	鳥取市湖山町西 4 丁目地内 電柱 2 本、支柱 1 本、支線 4 本		
日本郵便株式会社鳥取中央郵便局	郵便ポスト	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5 土地面積：1.00 m ²	・ 賃貸借契約等 ・ 事業終了日まで	
株式会社エネコム	管路（大阪航空局への回線提供）	鳥取市湖山町西 4 丁目（鳥取空港敷地内） 土地面積：3.75 m ²		

※義務の内容は、記載の内容を原則とするが、運営権者が相手方から同意を得た場合はこの限りではない。

(第 27 条関係)

別紙 8-2 転貸義務を生じる相手方（県以外）とその内容（国際会館）

相手方	用途	対象範囲	義務の内容※	
			契約方法・期間	貸付金額
有限会社コナン・クリエイション	物販店（コナン探偵社鳥取空港店）	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5 国際会館 1F 105.70 m ²	- 賃貸借契約等 - 運営権者が定める期間 （ただし、最長で事業終了日まで）	運営権者が定める金額

※義務の内容は、記載の内容を原則とするが、運営権者が相手方及び県から同意を得た場合はこの限りではない。

(第 30 条関係)

別紙 9 保険

本契約第 30 条第 1 項に基づき、運営権者又はビル施設事業者の責任と費用負担によって付する保険の種類は次のとおりとする。ただし、以下に列挙する保険は、最小限度加入すべき保険であり、運営権者又はビル施設事業者の判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

1. 運営権者又はビル施設事業者がビル施設について付保することを義務づける保険
 - ① 企業財産包括保険
 - ② 動産保険
 - ③ 火災保険

2. 空港用地等全体に共通して付保することを義務づける保険
 - ① 空港管理者賠償責任保険

(第 32 条関係)

別紙 10 全体計画の項目

全体計画は、運営権者の提案書類の中の、次の項目で構成される。

提案項目	内容
全体事業計画	○将来イメージ・基本コンセプト ・鳥取空港の将来イメージ ・提案の基本コンセプト
投資計画	○安全性及び運営の安定性の確保並びに空港活性化等を目的とした投資計画
空港活性化に関する提案	○空港活性化計画 ・旅客数の目標値 ・着陸料等の料金施策 ・エアライン誘致施策 ・航空サービス利用者の利便性向上に関する施策
安全・保安に関する提案	○安全・保安に関する計画 ・航空の安全確保及び空港の保安に関する基本施策 ・安全・保安に関するセルフモニタリング方法 ・トラブル発生時における対応策
事業計画等に関する提案	○事業計画及び事業継続に関する計画 ・連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、 連結貸借対照表 ・リスク管理及び事業継続に関する施策
運営に関する公共負担額	○滑走路等の維持管理（補修・保守等）等 ・運営交付金の総額 ・更新投資の実施計画

(第 35 条関係)

別紙 11 定額交付金（特別支援）に関する確認書（案）

鳥取県（以下「県」という。）と株式会社鳥取エアポート（以下「運営権者」という。）とは、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たり、令和 8 年 7 月 30 日付で締結した第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）第 35 条に基づく、特別支援対象事業に係る令和●年度の定額交付金（特別支援）の支払について、次のとおり確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

(定義)

第 1 条 実施契約において定義されている用語は、本確認書に別途定める場合を除き、本確認書においても同じ意味を有するものとする。

(対象事業)

第 2 条 運営権者は、令和●年度に実施する特別支援対象事業として、次の事業（以下「令和●年度特別支援対象事業」という。）を実施する。

事業対象：【 】

- 2 運営権者は、令和●年度特別支援対象事業を、実施契約及び同年度の単年度計画に従って実施しなければならない。

(定額交付金（特別支援）)

第 3 条 県は、令和●年度特別支援対象事業の業務実施にかかる定額交付金（特別支援）として、総額●●円を、実施契約の規定に従って運営権者に支払う。

上記の合意の成立を証するため、本確認書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事

鳥取県鳥取市湖山町西四丁目 110 番地 5
株式会社鳥取エアポート
代表者

(第 41 条関係)

別紙 12 更新投資（運営権施設）の公有財産台帳への反映

1. 通知対象となる取引

本契約書第 41 条第 2 項に基づき、運営権者が県に対して通知する更新投資（運営権施設）は次のとおりとする。

増加取引：運営権設定対象施設の能率若しくは能力を高めることによって財産価値又は耐用年数を増加させる取引

減少取引：運営権設定対象施設の一部若しくは全部を撤去することによって財産価値を減少させる取引

2. 通知の際に提出が必要となる書類

運営権者は、前項の県に対する通知に際して、次の書類を提出しなければならない。なお、各書類の様式、記載事項等については、県が運営権者と協議のうえ別途指定する。

- ① 物件内訳書
- ② 引渡物件価格内訳書
- ③ 財産価格算出調書
- ④ 県有財産減価額算出調書
- ⑤ 積算内訳書
- ⑥ 仕様書（設計図）
- ⑦ 完成図面
- ⑧ 検査調書（建築工事完了引渡証明書）
- ⑨ その他県が必要と認めた書類

3. 県から運営権者への通知事項

県は、公有財産の価格改定を実施したときは、速やかに、当該価格改定結果を運営権者に対して通知するものとする。

(第 48 条関係)

別紙 13 運営交付金の金額及び支払い方法

1. 運営交付金の構成

本事業期間中、県が運営権者に支払う運営交付金は、①本事業の実施に係る財政支援である定額交付金（基本支援）及び定額交付金（特別支援）、②除雪作業の実施に係る財政支援である除雪支援費、③空港脱炭素化への取組みに対する財政支援であるグリーンエネルギー利用促進等支援費とし、運営権者が一定の収益額を上回った場合に一部を県に還元するアップサイドシェア及び航空需要の変動リスク発生時のリスク分担によって調整される。詳細は次のとおりとする。

項目	支払の対象となる業務又は費用	備考
定額交付金	➤ 定額交付金（基本支援） ○ 本事業 ➤ 定額交付金（特別支援） ○ 国庫補助等事業 ○ 予定価格 7,000 万円（消費税の額及び地方消費税の額を含む金額とする。）以上の不動産又は動産の買入れ	
除雪支援費	➤ 除雪作業に係る人件費及び動力費等	
グリーンエネルギー利用促進等支援費	➤ グリーン電力支援費 グリーン電力の自家消費分に応じたグリーン電力の調達コストを対象とした支援費 ➤ ブラウン電力支援費 運営権者が購入するブラウン電力について著しい電気料金単価の高騰が生じた場合の電気料金の一部を対象とした支援費	
アップサイドシェア	➤ 令和 12 年 4 月 1 日以降の本事業期間において、各事業年度における着陸料等による実績収益が、運営権者の作成した単年度計画における計画収益の 110%を超える場合、その超過額に対し、運営権者が提案書類において提案した比率を乗じた額を県に還元する。	次年度又は次年度を含む 2 年度以内の定額交付金（基本支援）から減額する方法による
航空需要変動リスク発生時のリスク分担	➤ 運営権者の責めに帰さない事由によって航空需要の著しい変動が生じた場合において運営権者が負担する損害又は増加費用	航空需要の回復後、県負担額の 1/2 相当額について、

		定 額 交 付 金 (基本支援) を減額する形 で県に返還す る
--	--	--

2. 運営交付金の金額及び支払スケジュール

(1) 定額交付金

① 定額交付金（基本支援）

県は、次表の支払スケジュールに従って、定額交付金（基本支援）を運営権者に支払う。
なお、各事業年度において運営権者が定額交付金（基本支援）の全部又は一部を使用しな
かった場合であっても、運営権者は県に対し当該定額交付金（基本支援）を返還すること
を要しないものとする。

(単位：千円)

回数	時期	支払金額	回数	時期	支払金額
1	令和 9 年 5 月末日	800,000	11	令和 19 年 5 月末日	500,000
2	令和 10 年 5 月末日	700,000	12	令和 20 年 5 月末日	500,000
3	令和 11 年 5 月末日	700,000	13	令和 21 年 5 月末日	500,000
4	令和 12 年 5 月末日	700,000	14	令和 22 年 5 月末日	500,000
5	令和 13 年 5 月末日	700,000	15	令和 23 年 5 月末日	500,000
6	令和 14 年 5 月末日	700,000	16	令和 24 年 5 月末日	500,000
7	令和 15 年 5 月末日	700,000	17	令和 25 年 5 月末日	500,000
8	令和 16 年 5 月末日	700,000	18	令和 26 年 5 月末日	400,000
9	令和 17 年 5 月末日	700,000	19	令和 27 年 5 月末日	400,000
10	令和 18 年 5 月末日	700,000	20	令和 28 年 5 月末日	250,000
合計					11,650,000

② 定額交付金（特別支援）

イ. 定額交付金（特別支援）

県は、本契約第35条第4項に基づく確認書をもって確定した定額交付金（特別支援）を、当該定額交付金（特別支援）の対象となる事業年度の5月末日までに運営権者に支払う。ただし、国庫補助等事業に係る定額交付金（特別支援）については、県は、運営権者と協議のうえ別途委託料の名目で、かつ、これと異なる時期に運営権者に支払うことができるものとする。また、定額交付金（特別支援）の対象となった特別支援対象事業の前提となる事実に変更に重大な変更が生じた場合（国庫補助又は国交付金に係る申請が不採択又は不承認となった場合を含むが、これに限られない。）、県は、運営権者と協議のうえ、当該定額交付金（特別支援）の内容を見直すこと（交付時期の繰延べ、交付額の減額又は交付の取消しを含むが、これらに限られない。）ができる。

ロ. 精算

運営権者は、特別支援対象事業に係る定額交付金（特別支援）の支払額が当該特別支援対象事業に係る実績額を上回る場合、特別支援対象事業の完了後速やかにその差額を県に返還する。なお、国庫補助等事業に係る定額交付金（特別支援）が委託料の名目で県から運営権者に支払われる場合には、県及び運営権者は、委託契約の変更その他合理的な方法で委託料の総額と実績額の精算を行うものとする。

(2) 除雪支援費

県は、本事業期間中、各事業年度における除雪支援費の基礎額（以下「除雪支援基礎額」という。）として、毎年5月末日までに、17,046,000円を運営権者に交付する。

ただし、各事業年度において運営権者が実際に支出した除雪費用（除雪作業に係る人件費及び動力費等に限る。以下同じ。）の実績額が当該事業年度における除雪支援基礎額を上回る場合、運営権者は、当該事業年度終了後速やかに、県に対して、当該除雪費用の実績額が除雪支援基礎額を上回ったことを疎明し、県の承認を得るものとする。この場合、県は、当該事業年度の翌事業年度の5月末日までに、当該超過額の95%相当額を除雪支援費として運営権者に追加で交付する。ただし、県は、当該追加交付の交付時期を、県の予算措置の状況に応じて変更することができる。

なお、各事業年度において運営権者が除雪支援基礎額の全部又は一部を使用しなかった場合であっても、運営権者は県に対し当該基礎額を返還することを要しないものとする。

(3) グリーンエネルギー利用促進等支援費

① グリーン電力支援費

イ. 交付目的

グリーン電力支援費の交付目的は、グリーン電力（再生可能エネルギー源から生成される電力をいう。以下同じ。）の発電に必要な設備（以下「発電設備」という。）の新規設置・運転に係る運営権者の費用（発電コスト）の負担を軽減し、ブラウン電力

（グリーン電力以外の電力をいう。以下同じ。）からグリーン電力への代替を促進することによる空港脱炭素化に向けた取組みを支援することである。

ロ. 交付条件

県は、運営権者が次のいずれかに該当する場合、グリーン電力支援費を交付する。

- (i) 運営権者が、グリーン電力支援費の目的と同様の目的で国が交付する補助金（以下「グリーンエネルギー関連国庫補助金」という。）を受けることができない場合（疑義を避けるために付言すると、グリーンエネルギー関連国庫補助金に係る制度が存在しない場合のほか、グリーンエネルギー関連国庫補助金に係る制度が存在するものの、運営権者がその交付条件を満たさない場合を含む。）
- (ii) 運営権者が、グリーンエネルギー関連国庫補助金の交付を受けることができる場合であって、(a)当該補助金の交付条件に、当該補助金と同様の目的のほかの補助金等を受給しないことが含まれない場合、又は(b)当該補助金の交付条件に、当該補助金と同様の目的のほかの補助金等を受給しないことが含まれ、かつ、グリーンエネルギー関連国庫補助金の年間交付額が、県によるグリーン電力支援費として当該年度に交付される金額（概算額）を下回る場合

ハ. 算定方法

グリーン電力支援費の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{N年度のグリーン電力支援費（円）} = \left(\left[\text{N年度グリーン電力自家消費量（kWh）} \right] \right. \\ \left(*1、*4 \right) \times \left[\text{N年度ブラウン電力料金単価（円/kWh）} \right] \left(*2、*4 \right) \times \left[\text{N年度のグリーン電力料金に対する支援率} \right] \left(*3 \right) - \left[\text{N年度のグリーンエネルギー関連国庫補助金の年間交付額（円）} \right. \\ \left(\text{グリーンエネルギー関連国庫補助金が交付される場合に限る。} \right) \left. \right] \left(*4 \right) - \left[\text{N年度の運営権者によるグリーン電力の売電収入（円）} \right. \\ \left(\text{運営権者によるグリーン電力の売電収入がある場合に限る。} \right) \left. \right] \left(*4 \right)$$

- (※1) 「グリーン電力自家消費量」とは、運営権者が本事業のために自家消費したグリーン電力の消費量（ビル施設のテナントが運営権者から借用するビル施設において消費した電力量を除く。）をいう。
- (※2) 「ブラウン電力料金単価」とは、中国電力株式会社（又は運営権者にブラウン電力を供給する小売電気事業者）と運営権者との間の、当該事業年度における電力需給契約（高圧）に定める電力料金単価の加重平均値をいう。
- (※3) 「グリーン電力料金に対する支援率」は、事業開始から 2045 年 3 月 31 日を終期とする事業年度までは 0.4、それ以降は 0 とする。
- (※4) 本事業開始日の属する事業年度（以下「当初事業年度」という。）におけるグリーン電力支援費の概算額の算出に当たっては、県が運営権者と協議のうえ別

途算出する試算値を用いるものとし、当初事業年度の翌事業年度以降におけるグリーン電力支援費の概算額の算出に当たっては、当初事業年度から当該事業年度までの平均値又は運営権者及び県との協議によって別途定める値を用いるものとする。

ただし、前述の算定式で算定したグリーン電力支援費が0円以下となる場合には、県はグリーン電力支援費を交付せず、本号①ロ(ii)(b)によってグリーン電力支援費が交付される場合には、県は前述の算定式で算定したグリーン電力支援費の概算額を上限として交付する。

なお、運営権者が、太陽光発電設備以外の発電設備の設置又は発電設備以外の設備（蓄電池等）の新規設置若しくは既存設備（電線等）の利用を通じて自ら発電したグリーン電力を空港内で消費する場合にも、県はグリーン電力支援費を交付することができる。

② ブラウン電力支援費

イ. 交付目的

ブラウン電力支援費の交付目的は、エネルギー価格の高騰に伴って増大する運営権者の費用負担を軽減することである。

ロ. 交付条件

県は、運営権者が次のいずれかに該当する場合、ブラウン電力支援費を交付する。

- (i) 運営権者が、ブラウン電力支援費の目的と同様の目的で国が交付する補助金（以下「ブラウン電力関連国庫補助金」という。）を受けることができない場合
- (ii) 運営権者が、ブラウン電力関連国庫補助金の交付を受けることができる場合であって、かつ、当該補助金の交付条件に、当該補助金と同様の目的のほかの補助金等を受給しないことが含まれない場合

ハ. 算定式

ブラウン電力支援費の算定式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{N年度ブラウン電力支援費（円）} = & \left(\left[\text{N年度ブラウン電力料金（円）} \right] \left(*1、*6 \right) \right. \\ & - \left[\text{基準年度（*2）ブラウン電力料金（円）} \right] \left(*6 \right) \left. \right) \times \left(\left[\text{N年度ブラウン電力料金単価（円/kWh）} \right] \left(*3、*6 \right) \div \left[\text{基準年度ブラウン電力料金単価（円/kWh）} \right] \right. \\ & \left. \left(*4、*6 \right) - 1.03 \right) \times \left[\text{N年度のブラウン電力料金に対する支援率} \right] \left(*5 \right) - \left[\text{N年度のブラウン電力関連国庫補助金の年間交付額（円）（ブラウン電力関連国庫補助金が交付される場合に限る。）} \right] \left(*6 \right) \end{aligned}$$

- (※1) 「N年度ブラウン電力料金」には、ビル施設のテナントが運営権者から借用する施設において消費した電力にかかる電力料金は含まないものとする。
- (※2) 「基準年度」とは、本事業開始時点においては 2026 年度をいい、その後、ブラウン電力料金単価が基準年度のブラウン電力料金単価の 1.30 倍を超える事業年度が 2 事業年度連続した場合、又はブラウン電力料金単価が基準年度のブラウン電力料金単価 0.70 倍を下回る事業年度が 2 事業年度連続した場合、当該 2 事業年度連続することとなった事業年度を新たな基準年度として改定する。新たな基準年度は、改定の翌事業年度からブラウン電力支援費の算定に適用する。
- (※3) 「ブラウン電力料金単価」とは、中国電力株式会社（又は運営権者にブラウン電力を供給する小売電気事業者）と運営権者との間の、当該事業年度における電力需給契約（高圧）に定める電力料金単価の加重平均値をいう。
- (※4) 「 $[\text{N年度ブラウン電力料金単価}] \div [\text{基準年度ブラウン電力料金単価}]$ 」は、3.00 を上限とする。
- (※5) 「ブラウン電力料金支援率」は、次の値とする。

2027 年度から 2029 年度	: 1.0
2030 年度から 2032 年度	: 0.8
2033 年度から 2035 年度	: 0.6
2036 年度から 2038 年度	: 0.5
2039 年度から 2041 年度	: 0.4
2042 年度から 2044 年度	: 0.3
2045 年度以降	: 0
- (※6) 当初事業年度におけるブラウン電力支援費の概算額の算出に当たっては、県が運営権者と協議のうえ別途算定する試算値を用いるものとし、当初事業年度の翌事業年度以降におけるブラウン電力支援費の概算額の算出に当たっては、当初事業年度から当該事業年度までの平均値又は運営権者及び県の協議によって別途定める値を用いるものとする。

前述の算定式で算定したブラウン電力支援費が0円以下となる場合、県はブラウン電力支援費を交付しない。

③ グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付手続

- イ. 運営権者は、グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付を希望する場合、支援対象となる事業年度（以下「支援対象年度」という。）の前事業年度の1月から、当該支援対象年度の8月末日までの間に、県に対してその旨申し入れたうえで、県との間で、グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付及び利用可能な国庫補助金について協議及び調整を行うものとする。
- ロ. 運営権者は、当該協議及び調整を通じて、当該事業年度において、交付申請可能なグリーンエネルギー関連国庫補助金及びブラウン電力関連国庫補助金（以下総称して又は

個別に「エネルギー関連国庫補助金等」という。)の有無を確認したうえで、グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付条件を満たすと合理的に判断した場合は、同年9月末日までに、県に対してグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付申請を行う(以下「本交付申請」という。))。

- ハ. 県は、本交付申請についてグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付条件を満たすと認めた場合、交付対象とするグリーンエネルギー利用促進等支援費の種類及び概算額を決定したうえで、当該支援対象年度におけるグリーンエネルギー利用促進等支援費の概算額を、当該支援対象年度の10月末日までに、運営権者に交付するものとする。
- ニ. イからハまでの規定にかかわらず、県がグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付を決定した場合であっても、当該支援対象年度の11月末日までに、当該支援対象年度において運営権者が受給可能なエネルギー関連国庫補助金等の存在を県が把握した場合など、合理的な理由及び必要性があると認める場合には、県は、当該エネルギー関連国庫補助金等の活用又はグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付停止について運営権者と協議することができる。当該協議の結果、運営権者が当該支援対象年度においてグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付条件を満たさないことが明らかとなった場合又は県及び運営権者の間で合意した場合には、県は、グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付停止又は返還請求を行うことができる。
- ホ. 県がグリーンエネルギー利用促進等支援費の不交付を決定した場合であっても、運営権者がエネルギー関連国庫補助金等の交付を受けられないこととなったなどの理由(ただし、運営権者の責に帰すべき理由を除く。)によって後日当該支援対象年度におけるグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付条件を満たすこととなった場合、運営権者は、再度グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付を申し入れることができるものとする。この場合、県は、運営権者と協議のうえ、合理的であると認めた場合に限り、グリーンエネルギー利用促進等支援費を運営権者に交付することができる。
- ヘ. 県は、グリーンエネルギー利用促進等支援費について、運営権者との間で、支援対象年度の翌事業年度の5月末日までに、交付済みのグリーンエネルギー利用促進等支援費の概算額と支援対象年度の実績額の差額について精算を行う。ただし、県は、グリーンエネルギー利用促進等支援費の交付時期及び実績による精算の時期を、県の予算措置の状況に応じて変更することができる。また、グリーンエネルギー利用促進等支援費の実績額が、その概算額を下回る場合、当該差額の精算の方法は、当該事業年度の次年度又は次年度を含む2事業年度以内の定額交付金(基本支援)から減額することとし、詳細は運営権者及び県との協議によって定める。ただし、事業終了日までに当該精算が完了しない場合、県及び運営権者は、当該精算の方法について協議して定めるものとする。
- ト. 運営権者は、本事業期間中、県に対してグリーンエネルギー利用促進等支援費の交付停止を希望する旨の申請をすることができ、県がかかる申請を承認したときは、県はその交付を停止する。この場合、県は、運営権者と協議のうえで、交付済みのグリーンエネルギー利用促進等支援費の全部又は一部を返還するよう運営権者に請求することができる。

(4) アップサイドシェア

運営権者は、2030年4月1日以降の本事業期間において、各事業年度の着陸料等による実績収益が、運営権者の作成した単年度計画における計画収益の110%を超える場合、その超過額の60%相当額を県に還元する。当該還元の方法は、当該事業年度の次年度又は次年度を含む2事業年度以内の定額交付金（基本支援）から減額することとし、詳細は運営権者及び県の間の協議によって定める。ただし、事業終了日までに当該還元が完了しない場合、県及び運営権者は、当該還元の方法について協議して定めるものとする。

(5) 航空需要変動リスク発生時のリスク分担

運営権者の責めに帰さない事由によって航空需要の著しい変動が生じた場合、県は、運営権者と協議のうえ、航空需要が回復するまでの間、定額交付金（基本支援）を増額することができる。運営権者は、当該増額後の定額交付金（基本支援）と増額前の定額交付金（基本支援）の差額の2分の1相当額（以下「返済予定額」という。）を、当該事由の終了によって航空需要が回復した後、県に対し、定額交付金（基本支援）を減額する形で返還するものとする。この場合、県及び運営権者は、航空需要の回復によって当該増額を終了させる時点で、当該増額終了年度の翌事業年度以降の返済計画（年度ごとの返済金額及び返済完了時期）について協議し、決定する。ただし、県及び運営権者は、運営権者の返済予定額の返済開始を、当該増額終了年度の翌事業年度からとすることを要しない。なお、事業終了日までに返済予定額の返済が完了しない場合（返済予定額の返済が完了するまでの間に本契約が解除され又は終了した場合を含む。）、県及び運営権者は、その返済方法について協議するものとする。また、返済が行われる事業年度において、定額交付金（基本支援）から控除すべき返済予定額及びアップサイドシェアの金額の合計額が、当該事業年度における定額交付金（基本支援）を超過する場合、運営権者は、県に対し、県が運営権者と協議のうえで別途定める日までに当該超過額相当額を支払う。

(6) 運営交付金に係る遵守事項

運営権者は、運営交付金について、本契約に定めるほか、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月30日鳥取県規則第22号）及び鳥取県営鳥取空港運営交付金交付要綱を遵守するものとする。

(7) 解除・終了時の取扱

本契約が解除され又は終了した場合（②については、特別支援対象事業が中止された場合を含む。）、運営権者は、本契約の解除日若しくは終了日から90日以内又は運営権者と県の協議によって定めるそれ以降の期日までに、当該事業年度において受領済の各運営交付金に関して、次に定める金額を県に返還する。

① 定額交付金（基本支援）

当該事業年度において受領済みの定額交付金（基本支援）の金額から、当該事業年度の開始日から当該解除又は終了の日（解除・終了日を含む。）までの経過日数を基準とした年365日の日割計算によって算出した金額（ただし、1円未満の金額は切り捨てる。）を

控除した金額。

② 定額交付金（特別支援）

当該事業年度において受領済みの定額交付金（特別支援）の金額から、当該解除又は終了の時点における当該定額交付金（特別支援）の対象となる特別支援対象事業の出来形部分に相応する金額を控除した金額。なお、定額交付金（特別支援）の対象となる特別支援対象事業が中止された場合も同様とする。

③ 除雪支援費

当該事業年度において受領済みの除雪支援費の金額から、(i)当該事業年度における11月1日から当該解除又は終了日（解除・終了日を含む。）までの経過日数を基準として、11月1日から3月末日（以下「除雪期間」という。）までの日数の日割計算によって算出した金額（ただし、1円未満の金額は切り捨てる。）及び(ii)当該事業年度における除雪期間外において運営権者が実際に支出した除雪費用の実績額（運営権者が除雪期間外において除雪作業を行った場合に限る。）を控除した金額。

④ グリーンエネルギー利用促進等支援費

当該年度において受領済みのグリーンエネルギー利用促進等支援費から、当該解除又は終了日（解除・終了日を含む。）までの実績額（本別紙第2項第3号①ハ.及び同号②ハ.の算定式に基づき計算する。）を控除した金額。

(第 73 条関係)

別紙 14 「時価」の算定方法

(1) 運営権者及び運営権者子会社等が所有する不動産（本契約第70条第2項第1号）

運営権者及び運営権者子会社等が所有する不動産の時価は、県又は県の指定する第三者及び運営権者が、各々評価専門家を活用すること等によって当該不動産の評価額を合理的に算定したうえで、当該評価額を基礎として両者の間で協議し合意した公正な価額とする。

評価時点は、本事業終了時とする。ただし、本事業開始日後に、本契約第 74 条から第 80 条までに基づき本契約が解除又は終了した場合には、当該契約解除又は終了時を評価時点とする。

(2) 運営権者子会社等の発行済株式（本契約第 70 条第 2 項第 2 号）

運営権者子会社等の発行済株式の時価は、(1)と同様の方法で算定する。

(3) (1)及び(2)の資産以外の資産（本契約第 70 条第 2 項第 3 号）

(1)及び(2)の資産以外の資産の時価は、原則として、評価時点における運営権者及び運営権者子会社等の連結貸借対照表における帳簿価額とする。

評価時点は、本事業終了時とする。ただし、本事業開始日後に、本契約第 74 条から第 80 条までに基づき本契約が解除又は終了した場合には、当該契約解除又は終了時を評価時点とする。